

さま
様

ひぎしや 被疑者ノート

とりしら きろく 取調べの記録

(ねん がつ にち ねん がつ にち
年 月 日から 年 月 日まで)

ねん がつ にち
年 月 日

べんごし
弁護士

このノートに、あなたが受けた^う取調べ^{とりしら}の様子^{ようす}を記録^{きろく}して、後日^{ごじつ}、私^{わたし}に返^{かえ}してください。

警察・検察の方へ

このノートは、弁護人が、接見の際に見ながら取調べ状況の説明を受けるとともに、後日返却を受け、弁護活動に役立てることを予定して、被疑者に差し入れ、記録を要請するものですので、その記録内容については、憲法に由来する秘密交通権の保障を受けます。

被疑者ノート（日本語版）（2019年8月・第6版補訂版）

編集・発行 日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 TEL 03-3580-9841（代）

日弁連ホームページ <http://www.nichibenren.or.jp/>

ひぎしや 被疑者ノート

— 目 次 —

■ ^{しんたいこうそく} 身体拘束と ^{けいじてつづき} 刑事手続 ^{なが} の流れ	2
■ ^{とりしら} 取調べ ^む に向けての ^{たいせつ} 大切なアドバイス—— ^{とりしら} 取調べ ^{こころ} の心 ^{がまえ} がまえ	4
はじめに	4
第1 ^{だい} ^{こんご} 今後の ^{てつづき} 手続について	4
第2 ^{だい} ^{べんごにん} 弁護人との ^{せつけん} 接見 ^{たいせつ} の大切さ	5
第3 ^{だい} ^{とりしら} 取調べ ^う を受ける ^{こころ} 心 ^{がまえ} がまえ	7
第4 ^{だい} ^{ひぎしや} 「被疑者ノート」 ^{さくせい} 作成 ^{ひぎしや} の ^{てだす} おすすめ	
～「被疑者ノート」は、あなたの ^{てだす} 手助けになります	11
第5 ^{だい} ^{ひぎしや} 「被疑者ノート」の ^か 書き ^{かた} 方	12
第6 ^{だい} ^{ひぎしや} 「被疑者ノート」の ^{つか} 使い ^{かた} 方	13
第7 ^{だい} ^{いほう} 違法・ ^{ふとう} 不当な ^{とりしら} 取調べ ^う を受けたとき	14
おわりに——あなた自身の ^{じしん} 心 ^{こころ} の ^も 持ち ^{かた} 方が ^{じゅうよう} 重要 ^{じゅうよう} です	15
■ ^{らん} メモ欄	18
■ ^{ひぎしや} 「被疑者ノート」の ^{ぐたいてき} 具体的な ^{きさいれい} 記載例 ^{さんこう} （参考 ^{さんこう} にしてください）	20
※ ^{きさいれい} 記載例 ^{しめ} に示された ^{しめい} 氏名は、 ^{かめい} いずれも ^{かめい} 仮名 ^{かめい} です	
■ ^{ひぎしや} 被疑者ノート ^{じつさい} （ ^{きにゅう} 実際に ^{きにゅう} 記入 ^{きにゅう} してください）	26～71
■ ^{さんこう} 参考 ^{せかいじんけんせんげん} 世界人権宣言・ ^{にほんこくけんぽう} 日本国憲法 ^{ぼつすい} （ ^{ぼつすい} 抜粋）	^{うらびょうし} 裏表紙

身体拘束と刑事手続の流れ

あなたが身体しんたいの拘束こうそくを受けてからの刑事手続けいじてつづきの流れを説明しますので、下の説明文を参考さんこうにしてください。
また、下の表に、あなたの接見状況せっけんじょうきようなどを書くための空欄がありますので、記入きんにゅうしてください。

逮捕されてから、最大72時間、身体を拘束されます。この間に、検察官が、あなたの拘束を続けるよう裁判官に請求（勾留請求）するかどうかを決めます。勾留請求があると、裁判官が、あなたの言い分を聞いたうえで（勾留質問）、引き続き身体を拘束するかどうかを決めます。勾留が認められなければ、釈放されます。

逮捕

1日目	2日目	3日目
☐ 取調べなし ☐ 取調べあり（ ） ☐ 接見 弁護士（ ） ☐ 面会 相手（ ） ☐ 差入れ 差入人（ ） 	☐ 取調べなし ☐ 取調べあり（ ） ☐ 接見 弁護士（ ） ☐ 面会 相手（ ） ☐ 差入れ 差入人（ ） 	☐ 取調べなし ☐ 取調べあり（ ） ☐ 接見 弁護士（ ） ☐ 面会 相手（ ） ☐ 差入れ 差入人（ ）

釈放

勾留は、原則として10日ですが、裁判官がやむを得ない事由があると判断したときには、さらに10日以内の延長（勾留延長）が認められることになっています（最大20日間勾留されることがあります。）。

勾留

1日目	2日目	3日目
☐ 取調べなし ☐ 取調べあり（ ） ☐ 接見 弁護士（ ） ☐ 面会 相手（ ） ☐ 差入れ 差入人（ ） 	☐ 取調べなし ☐ 取調べあり（ ） ☐ 接見 弁護士（ ） ☐ 面会 相手（ ） ☐ 差入れ 差入人（ ） 	☐ 取調べなし ☐ 取調べあり（ ） ☐ 接見 弁護士（ ） ☐ 面会 相手（ ） ☐ 差入れ 差入人（ ）

4日目	5日目	6日目
☐ 取調べなし ☐ 取調べあり（ ） ☐ 接見 弁護士（ ） ☐ 面会 相手（ ） ☐ 差入れ 差入人（ ） 	☐ 取調べなし ☐ 取調べあり（ ） ☐ 接見 弁護士（ ） ☐ 面会 相手（ ） ☐ 差入れ 差入人（ ） 	☐ 取調べなし ☐ 取調べあり（ ） ☐ 接見 弁護士（ ） ☐ 面会 相手（ ） ☐ 差入れ 差入人（ ）

7日目	8日目	9日目
☐ 取調べなし ☐ 取調べあり（ ） ☐ 接見 弁護士（ ） ☐ 面会 相手（ ） ☐ 差入れ 差入人（ ） 	☐ 取調べなし ☐ 取調べあり（ ） ☐ 接見 弁護士（ ） ☐ 面会 相手（ ） ☐ 差入れ 差入人（ ） 	☐ 取調べなし ☐ 取調べあり（ ） ☐ 接見 弁護士（ ） ☐ 面会 相手（ ） ☐ 差入れ 差入人（ ）

取調べに向けての大切なアドバイス

——取調べの心がまえ——

はじめに

あなたは今、逮捕され、取調べを受けているのかもしれませんが。あるいは、逮捕されずに、任意の取調べを受けているのかもしれませんが。逮捕されていても、逮捕されていなくても、厳しい取調べを受けていると、供述調書の内容に納得がいかななくても、「今、取調官の言うとおりにサインをしたら楽になるかもしれない」と思うことがあります。しかし、今が楽だからといって、納得のいかないまま供述調書にサインをしてしまうと、後で困ったことになるかもしれません。後で後悔することのないよう、取調べを受ける前に必ず、この「被疑者ノート」に書かれているアドバイスをよく読んでください。

第1 今後の手続について

あなたが逮捕されてから、裁判までの流れは、以下のとおりです（「身体拘束と刑事手続の流れ」（2 頁，3 頁）も参考にしてください。）。

1 逮捕

あなたが警察によって逮捕されると、警察官による取調べがあり、48時間以内に検察庁へ事件が送られます。検察官はそれから24時間以内に簡単な取調べをした上で、さらに身体を拘束する必要があると考えた場合には裁判官に「勾留請求」をします。勾留の必要がないと検察官が判断した場合には、あなたは釈放されることとなります。

2 勾留

勾留の請求がなされると、裁判官があなたに対して「勾留質問」をし、勾留するかどうか

かを^き決めます。

こうりゆう みと ばあい こうりゆうせいきゅう ひ とおかかんしんたい じゅう うば
勾留^{こうりゆう}が認められた場合^{ばあい}、勾留^{こうりゆう}請求^{せいきゅう}された日から10日間^{じゅう}身体^{しんたい}の自由^{じゆう}を奪^{うば}われます。その

あいだ そうさ お ばあい こうりゆうきかん さいちょうとおかかんえんちょう
間^{あいだ}に捜査^{そうさ}が終わらない場合^{ばあい}、勾留^{こうりゆう}期間^{きかん}がさらに最長^{さいちょう}10日間^{じゅう}延長^{えんちょう}されることがあります。

こうりゆうきかんちゅう けいさつかん けんさつかん とりしら
勾留^{こうりゆう}期間^{きかん}中^{ちゅう}は、警察^{けいさつ}官^{かん}や検察^{けんさつ}官^{かん}があなたに対して「取調^{とりしら}べ」を行います。

さいばんかん こうりゆう みと しゃくほう
裁判^{さいばん}官^{かん}が勾留^{こうりゆう}を認めなければ、あなたは釈放^{しゃくほう}されることとなります。

3 起訴^{きそ}・不起訴^{ふきそ}

こうりゆうきかんない じけん そうさ お けんさつかん じけん けいじさいばん
勾留^{こうりゆう}期間^{きかん}内に、あなたの事件^{じけん}の捜査^{そうさ}を終え、検察^{けんさつ}官^{かん}は、あなたの事件^{じけん}を刑事裁判^{けいじさいばん}にする

きそ けいじさいばん ふきそ き
（「起訴^{きそ}」といいます。）か、刑事裁判^{けいじさいばん}にしないことにする（「不起訴^{ふきそ}」といいます。）かを決めます。

きそ ばあい さいばんしょ さいばん う
起訴^{きそ}された場合^{ばあい}には、あなたは裁判所^{さいばんしょ}で裁判^{さいばん}を受けることとなります。

★保釈^{ほしゃく}

きそ ばあい こうりゆう つづ おお ほしゃく みと
起訴^{きそ}された場合^{ばあい}、そのまま勾留^{こうりゆう}が続くことが多いのですが、「保釈^{ほしゃく}」が認められると、
はんけつ あいだ さだ ほしゃくじょうけん はんいんない じゅう こうどう ほしゃく
判決^{はんけつ}までの間^{あいだ}は定められた保釈^{ほしゃく}条件^{じょうけん}の範囲^{はんいん}内で、自由^{じゆう}に行動^{こうどう}することができます。保釈^{ほしゃく}
とは、あなたに しょうこ いんめつ さいばんしょ さいばんかん みと
証^{しょう}拠^こを隠滅^{いんめつ}したりするおそれがないと裁判所^{さいばんしょ}（裁判官^{さいばんかん}）が認め
たときに、保釈^{ほしゃく}保証金^{ほしょうきん}というお金を預けて社会^{かね あす}に戻ることを許可^{しゃかい もど}される制度^{きよか せいど}です。

第2 弁護人^{べんごにん}との接見^{せっけん}の大切さ^{たいせつ}

1 弁護人^{べんごにん}との接見^{せっけん}は重要^{じゅうよう}です ～困ったときは弁護人^{べんごにん}を呼んでください～

とりしら う ふあん きも わ
取調^{とりしら}を受けていると、とても不安^{ふあん}な気持ちになり、どうすればいいのかわからなくなることが
あります。また、供^{きょう}述^{じゆつ}調^{てう}書^{しやう}の内容^{ないよう}がおかしいと思うのに、取調^{とりしら}官^{かん}から署名^{しよめい}・押印^{おういん}するよ
う迫^{せま}られ、困^{こま}ってしまうこともあります。このようなときは、署名^{しよめい}・押印^{おういん}をする前に、弁護人^{べんごにん}と
そうだん いほう ふとう とりしら う べんごにん そうだん とりしらべかん
相談^{そうだん}してください。違法^{いほう}・不当^{ふとう}な取調^{とりしら}を受けたとき、そのことを弁護人^{べんごにん}に相談^{そうだん}すると、取調^{とりしら}官^{かん}

から嫌がらせを受けるのではないかと 考 え、ためらうことがあるかもしれません。しかし、このよ
うなときこそ、まっ先に弁護人に接見に来てもらい、相談してください（取調べを受けるときの
注意点は、このあとの第3から第7までにも書いてありますので、よく読んでみてください。よく
わからないことがあれば、遠慮なく弁護人に質問してください。）。

弁護人に相談したいと思ったときには、取調べ 中 でもかまいませんので、「すぐに接見した
い」と言って、弁護人に連絡してもらってください。「接見したい」という申出があった場合、
取 調 官は直ちに弁護人に連絡するよう通達が出されています。

弁護人は、あなたの言い分、疑 われている事件の内容、捜査機関が集めていると予想される
証拠の内容、取 調 官の態度、取調べが録画・録音されているかなどを 考 えて、あなたが
供 述 すべきかどうか、供 述 するとしたらどのような内容の 供 述 にするのか、署名・押印
をすべきかどうかなどをアドバイスします。そして、弁護人と相談して、取調べにのぞむ方針を
決めましょう。弁護人と接見するまでは、黙秘して何も話さないことをおすすめします。供 述
したり、調 書に署名・押印をしたりするのは、弁護人と相談してからでも遅くはありません。

2 秘密交通権 ～弁護人との接見内容を話すべきではありません～

取調べ中に、取 調 官から、弁護人と接見した際にどんな 話 をしたのか、どんなアドバ
イスを受けたのかと質問されることがあります。しかし、取 調 官から尋ねられても、あなたは
弁護人との接見内容を答えるべきではありません。

弁護人とあなたとの接見内容については、秘密交通権として、秘密性が保障されているから
です。刑事訴訟法39条1項も秘密交通権を保障しています。

3 「被疑者ノート」を留置担当者や取調官に見せるべきではありません

この「被疑者ノート」は、弁護人が、接見の際に見ながら、取調べ 状 況 の説明を受けると
ともに、後日返 却 してもらって、弁護活動に役立てることを予定して、あなたに記録をお願いす
るものであり、あなたと弁護人の両 方 にとって重 要 なものです。

「被疑者ノート」の記録の内容を留置担当者や取 調 官が見たいと言ったとしても、あなたと

弁護人には秘密交通権が保障されていますので、見せるべきではありません。あなたが断っても
な留置担当者や取調官が見ようとする場合には、弁護人に相談してください。

第3 取調べを受ける心がまえ

1 この「心がまえ」をよく読んでください

身体を拘束されたあなたに対しては、「取調べ」がなされます。

「取調べ」でどのように対応するかは、とても重要です。ですから、この「心がまえ」をよく読んでください。

2 ずっと黙っていることができます ～黙秘権～

憲法38条1項は、「何人も自己に不利益な供述を強要されない。」と定め、黙秘権を保障しています。また、刑事訴訟法198条2項は、「取調べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述する必要がない旨を告げなければならない。」と定めています。ですから、あなたは、取調べに対しては、ずっと黙ったままでもできますし、答えたい質問にだけ答えて、答えたくない質問に対しては答えないということもできます。

黙秘権は、権力が、無実の人から無理にウソの自白をさせてきたことの反省から生まれたものです。ですから、憲法も黙秘権を当然の権利として認めています。

質問に答えなくても、あなたを不利に扱うことはできないことになっていますので、安心してください。

3 取調官の作文を許さない

あなたが警察官や検察官の前で話したことを「供述」といいます。そして、警察官や検察官は、「供述調書」という文章をまとめます。

しかし、供述調書の内容は、あなたが話した内容をそのまま書いたものではなく、あなたの話したことで、取調官の考えが混ざってしまい、どこまでが本当にあなたが話したことで、

ど^{とり}こ^{しら}ら^べか^ん 取^{さく} 調^{ぶん} 官^く の 作^く 文^{べつ} か^は、 区^に 別^{ほん} が^と つ^り き^し め^ら ず^ん。 日^{べん} 本^ご の 取^た 調^ち べ^あ に^み は、 弁^{べん} 護^ご 人^{にん} の 立^{たち} 会^あ い^み が 認^め ら^れ て^い ま^せ ず^ん。 ま^た、 後^の に 説^せ 明^{つめい} す^る よ^う に 全^{ぜん} 過^か 程^{てい} の 録^{ろく} 画^が ・ 録^{ろく} 音^{おん} が な^ば さ^あ れ^い て^い る^ば 場^ば 合^あ で^な け^れ ば、

ど^{こと} れ^ば が あ^あ な^と た^し の 言^ら 葉^は な^な の か、 後^あ か^と ら^し は 調^し べ^ら よ^う が な^な い^い の で^で す^す。

供^き 述^よ 調^う 書^{しよ} は、 事^じ 件^{けん} の 「証^{しやう} 拠^こ」 に な^な り^な ます^す。 供^き 述^よ 調^う 書^{しよ} が 裁^{さい} 判^{ばん} 所^{しよ} で 「証^{しやう} 拠^こ」 と し^し て 採^{さい} 用^{よう} さ^さ れ^れ た^た 場^ば 合^あ、 裁^{さい} 判^{ばん} は 供^き 述^よ 調^う 書^{しよ} で 決^き ま^ま る^る と い^い っ^す て も 言^い い^す 過^す ぎ^ぎ で は あ^あ り^り ま^ま せ^せ ず^ず。 裁^{さい} 判^{ばん} で、 「実^{じつ} は 供^き 述^よ 調^う 書^{しよ} に 書^か い^い て あ^あ る^る こ^こ と は 違^{ちが} う^う」 と あ^あ な^い た^い が 言^い っ^す た^た と し^し て も、 裁^{さい} 判^{ばん} 所^{しよ} に 信^{しん} じ^じ て も ら^ら う^う こ^こ と は 非^ひ 常^{じょう} に 難^{むず} し^か い^い の が 実^{じつ} 情^{じょう} な^な の で^で す^す。 で^で す^す か^か ら、 取^と 調^り 官^{かん} に よ^よ っ^て て 供^き 述^よ 調^う 書^{しよ} が 作^{さく} 成^{せい} さ^さ れ^れ る^る 際^{さい} に^に は、 次^{つぎ} の 点^{てん} に 十^{じゅう} 分^{ぶん} に 注^{ちゅう} 意^い し^し て く^く だ^だ さ^さ い^い。

4 署名・押印を求められても、応じる義務はありません ～署名押印拒否権～

供^き 述^よ 調^う 書^{しよ} へ の 署^{しよ} 名^{めい} ・ 押^{おう} 印^{いん} は、 あ^あ な^な た^た の 義^ぎ 務^む で は あ^あ り^り ま^ま せ^せ ず^ず。

刑^{けい} 事^じ 訴^そ 訟^{そう} 法^{ぽう} 198 条^{じょう} 5 項^{こう} は、 「被^ひ 疑^ぎ 者^{しゃ} が、 調^{ちやう} 書^{しよ} に 誤^{あや} ま^{まり} り^り の^も う^う た^た を 申^{もう} し^し 立^た て^て た^た と き^き は、 こ^こ れ に 署^{しよ} 名^{めい} 押^{おう} 印^{いん} を 求^{もと} め^め る^る こ^こ と が 可^た 能^だ な^な い^い。 」 と 明^{めい} 確^{かく} に 規^き 定^{てい} し^し て い^い ます^す。 あ^あ な^な た^た に^に は、 署^{しよ} 名^{めい} 押^{おう} 印^{いん} 拒^{きよ} 否^{ひけん} 権^{けん} が 認^め ら^れ て い^い る^る の で^で す^す。 取^と 調^り 官^{かん} は、 あ^あ な^な た^た に 署^{しよ} 名^{めい} ・ 押^{おう} 印^{いん} を 「お^お 願^ね い^い」 で き^き る^る だ^だ け^け な^な の で^で す^す。

供^き 述^よ 調^う 書^{しよ} が あ^あ な^な た^た の 言^い い^い 分^{ぶん} ど お^お り^り 正^{ただ} し^し く 書^か か^か れ^れ て い^い た^た と し^し て も、 あ^あ な^な た^た が こ^こ れ に 署^{しよ} 名^{めい} ・ 押^{おう} 印^{いん} す^す る^る 義^ぎ 務^む は あ^あ り^り ま^ま せ^せ ず^ず。 ま^ま し^し て、 も^も し、 あ^あ な^な た^た が 「自^じ 分^{ぶん} は そ^そ ん^ん な こ^こ と 言^い っ^す て い^い な^な い^い の に^に 」 と 感^{かん} じ^じ た^た ら、 そ^そ う^う な 供^き 述^よ 調^う 書^{しよ} に 署^{しよ} 名^{めい} ・ 押^{おう} 印^{いん} し^し な^な く^く て よ^よ い^い の は、 な^あ お^あ さ^あ ら 当^た たり^た 前^{まえ} の こ^こ と な^な の で^で す^す。

5 供述調書は何度も確認してください

～何度でもいいので、じっくりと供述調書の内容を確認してください～

あ^あ な^な た^た が 供^き 述^よ 調^う 書^{しよ} に 署^{しよ} 名^{めい} ・ 押^{おう} 印^{いん} す^す る^る と、 供^き 述^よ 調^う 書^{しよ} に 書^か か^か れ^れ て い^い る^る 内^{ない} 容^{よう} を あ^あ な^な た^た が 真^{しん} 実^{じつ} だ^だ と 認^め ら^れ た^た こ^こ と に な^な っ^て し^し ま^ま い^い ます^す。 で^で す^す か^か ら、 供^き 述^よ 調^う 書^{しよ} に 署^{しよ} 名^{めい} ・ 押^{おう} 印^{いん} を す^す る^る と き^き は、 き^き ち^ち ん^ん と 内^{ない} 容^{よう} を 確^{かく} 認^{にん} し^し な^な け^け れ^れ ば な^な り^り ま^ま せ^せ ず^ず。 も^も し 内^{ない} 容^{よう} が 真^{しん} 実^{じつ} で な^な い^い の に 署^{しよ} 名^{めい} ・ 押^{おう} 印^{いん} を し^し て し^し ま^ま う^う と、 裁^{さい} 判^{ばん} で 「真^{しん} 実^{じつ} と 違^{ちが} う^う」 と 主^{しゅ} 張^{ちやう} し^し て も、 認^め ら^れ る^る こ^こ と な^な っ^て し^し ま^ま う^う こ^こ と が あ^あ り^り ます^す の で 十^{じゅう} 分^{ぶん}

ちゅうい すこ ちが さいばん おお ちが
注意してください。少しニュアンスが違うというだけでも、裁判になれば大きな違いとなります。

きょうじゅつちょうしょ さくせい あと ないよう かくにん ほうほう けいじしょうほう きてい
供述調書を作成した後、その内容の確認をしますが、その方法は、刑事訴訟法の規定

とりしらべかん きょうじゅつちょうしょ よ き ほうほう かま
では、取調官があなたに供述調書を読み聞かせる方法でも構わないことになっています。

とりしらべかん はやくち よ き つか き のが
しかし、取調官が早口で読み聞かせたり、あなたが疲れていたりすると、うっかり聞き逃したり、

かんちが きょうじゅつちょうしょ しょめい おういん かんが ばあい
勘違いしたりしてしまうおそれがあります。供述調書への署名・押印を考えている場合に

とりしらべかん じしん よ よ い かなら じしん め
は、取調官に「わたし自身で読みたいので、読ませてください」と言って、必ずあなた自身の目で

み きょうじゅつちょうしょ ないよう かくにん
見て、じっくりと供述調書の内容を確認するようにしてください。

とりしらべかん おう きょうじゅつちょうしょ しょめいおういんきよひけん
もし、取調官がこれに応じないのであれば、あなたには供述調書への署名押印拒否権

きょうじゅつちょうしょ しょめい おういん きよひ かま
があるのですから、供述調書への署名・押印を拒否して構いません。

6 間違っている供述調書を訂正してもらう

～供述調書の内容は訂正してもらえます（増減変更申立権）～

きょうじゅつちょうしょ ないよう ていせい もと けんり
あなたには、供述調書の内容を訂正することを求める権利があります。

けいじしょうほう じょう こう とりしらべかん きょうじゅつちょうしょ さくせい あと ひぎしゃ えつらん
刑事訴訟法198条4項は、取調官が供述調書を作成した後、「被疑者に閲覧させ、

また よ き あやまり と ひぎしゃ ぞうげんへんこう もうした
又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立てをしたときは、その

きょうじゅつ ちょうしょ きさい さだ ぞうげんへんこうもうしたてけん
供述を調書に記載しなければならない。」と定めています（増減変更申立権）。

きょうじゅつちょうしょ よ いちぶ まちが ばあい かなら ていせい
もし、あなたが供述調書を読んでいて、一部だけでも間違いがある場合には、必ず訂正を

きょうじゅつちょうしょ きさい なお ていせい ばあい
求めて、供述調書の記載を直してもらってください（このように訂正をしてもらった場合で

しょめい おういん ぎ む
あっても、署名・押印をする義務はありません。）。

ていせい いちぶ ていせい ぶぶん なつとく おも
もっとも、訂正が一部だけだと、訂正しなかった部分については、あなたが納得したと思われ

ていせい かんが すこ ぎもん きょうじゅつちょうしょぜんぶ
てしまいます。訂正をするときは、よく考えて、少しでも疑問があれば、供述調書全部の

しょめい おういん きよひ べんごにん そうだん
署名・押印を拒否して、弁護人と相談することをおすすめします。

ていせい もと ていせい おう ばあい
また、あなたがいくら訂正を求めても訂正に応じてくれない場合もあるかもしれません。そう

ばあい えんりょ しょめい おういん きよひ
いう場合も、遠慮なく署名・押印を拒否してください。

7 録画・録音のときの注意点

(1) 取調べ状況が録画・録音される場合は、弁護人に知らせてください

あなたの取調べが録画・録音される可能性があります。

取調べ状況が録画・録音された（あるいは、捜査官から録画・録音されると告げられた）

場合、必ず弁護人にそのことを知らせてください。

(2) 録画・録音への対応などについて

録画・録音がされる場合も、あなたには黙秘権があります。供述するか、しないかは、あなたの自由です。

前述のとおり、迷ったときには、まず黙秘をして弁護人と相談することをおすすめします。

供述するのは弁護人と相談してからでも、決して遅くはありません。

もし、供述するのであれば、自分の記憶・認識に基づいて事実（その骨格）を正確に語ることが重要です。

また、既に虚偽の自白をとられてしまっているようなときには、どうして虚偽

の自白調書が作成されてしまったのかを弁護人に説明しましょう。

取調べの録画・録音に応じたとしても、供述をするか黙秘権を行使するか、また、黙秘し

ない場合でもどのようなことを言うかについては、弁護人とよく相談してください。

8 その他Q&A

Q1 「検察官」と「警察官」はどう違うの？

A1 警察官は、事件についてあなたや他の人から事情を聴いたり、証拠を集めてきたりします。

一方、検察官は、基本的には警察官と同じように事件のことを聞いたり、証拠を集めた

りしますが、あなたが疑いをかけられている事件について、起訴するか、不起訴にするかを決

める権限を持っています。

警察官は、あなたを起訴したり、あなたを身体拘束から解放したりする権限を持っていま

せん。取調べで警察官が「早く出してやるから話せ」と言っても、警察官にはその権限はあ

りませんから、このような話に乗らないように注意してください。また、検察官が「軽い処分

にしてやるから話せ」と言ったとしても、必ずそうなるとは限りませんから、やはりこのよう

はなし の ちゅうい
な 話 に乗らないように注意してください。

とりしら つづ
Q2 「取調べ」はいつまで続くの？

さいちょう にち
A2 最 長 23日となります。

たいほ あと さいばんかん こうりゅう けてい つうじょう いちにち ふつか
あなたが逮捕された後、裁判官が勾 留 の決定をするまで、通 常は1 日から2日くらい、
さいちょう みっか
最 長 で3日かかります。

さいばんかん とおかかん こうりゅう けてい ひつよう かんが ばあい
そして、裁判官は 10日間の勾 留 を決定し、さらに必要があると考 えた場合には、
さいちょうとおかかん こうりゅうきかんえんちようけてい けいさつかん
最 長 10日間の勾 留 期間延 長 決定をすることがあります。ですから、あなたが警察官や
けんさつかん じじょう き きかん さいちょう にちかん
検 察 官から事情を聴かれる期間は、最 長 で23日間となります。

じけん おぼ
Q3 事件のことをよく覚えていないときはどうしたらいいの？

おぼ おぼ い ばあい
A3 覚えていないことは、はっきりと「覚えていない」と言いましょう。はっきりしない場合、

けいさつかん けんさつかん きょうはんしゃ い い
警察官や検 察 官は、「こうだったんじゃないか」、「共 犯 者の〇〇はこう言っている」などと言
おも だ きおく なか ほんとう おぼ
って、あなたに思い出させようとするかもしれません。しかし、あなたの記憶の中で本当に覚
えていないのであれば、おぼ しんじつ けいさつかん けんさつかん
「覚えていない」ということが真 実 なのですから、警察官や検 察 官
ゆうどう の し し い
の誘 導 に乗ることはやめましょう。知らないことは「知らない」とはっきり言いましょう。それで
とりしらべかん ついきゅう もくひけん こうし
も、取 調 官 がしつこく 追 及 してくるようであれば、黙 秘 権 を行使してください。

だい ひ ぎ し ゃ さくせい 第4 「被疑者ノート」作成のすすめ

ひ ぎ し ゃ てだす
～「被疑者ノート」は、あなたの手助けになります

ふとう とりしら 1 不当な取調べがしにくくなります

じしん とりしら じょうきよう きろく とりしらべかん ふとう とりしら
あなた自身によって取 調 べ 状 況 が記録されれば、取 調 官 としても、不当な取 調 べをしにく
くなるはずです。

べんごにん てだす 2 弁護人の手助けになります

べんごにん せっけん きにゅう ひぎしや よ みっしつ
弁護人も、あなたと接 見 するときなどに、あなたが記 入 した「被疑者ノート」を読めば、密 室

なか とりしら じょうきょう りかい
の中での取調べの状況を理解しやすくなります。

3 あなた自身が権利を自覚するのに役立ちます

じしん けんり もくひけん しよめいおういんきよひけん そうげんへんこうもうしたてけん じかく
あなた自身も、あなたの権利（黙秘権・署名押印拒否権・増減変更申立権）を自覚するの
やくだ とりしら うけこた はんせい こんご とりしら そな
に役立ちますし、取調べの受答えを反省し、今後の取調べに備えやすくなります。

4 裁判の資料になります

さいばん とりしら じょうきょう もんだい ひぎしや きろく けいい
裁判で取調べの状況が問題になったときも、「被疑者ノート」に記録されていれば、その経緯
あき
を明らかにしやすくなります。

5 あなたにとって心の支えになります

ひぎしや とりしら じょうきょう か きび とりしら なか ん
この「被疑者ノート」に取調べ状況を書くことは、あなたが厳しい取調べの中でがんばり抜
こころ ささ
くための心の支えにもなります。

第5 「被疑者ノート」の書き方

1 筆記用具は購入又は借りることができます

ひっきようぐ こうにゆう か
筆記用具は、購入することもできるし、借りることもできます（鉛筆は、消えたり、訂正され
つか
たりするので使わないでください。ボールペンを使いましょう。）。

2 項目にこだわる必要はありません

ひぎしや のち さいばん そな きろく のこ ないよう せいり
この「被疑者ノート」には、後の裁判に備えて記録に残してほしい内容が、あらかじめ整理され
こた きも きにゆう か かた
ています。アンケートに答えるような気持ちで、ありのままを記入してください。書き方について
ページ ページ きさいれい さんこう
は、20 頁 から25 頁 までの記載例を参考にしてください。
わ
分からないときには、弁護人に尋ねてください。どの項目に何を書けばいいのかわからなくて
き ひつよう こうもく ひつよう あ
も、気にする必要はありません。項目にこだわる必要はありませんので、空いているところに、
ひび とりしら じょうきょう きにゆう
日々の取調べの状況を記入してください。

3 実際^{じっさい}に受^うけた取調^{とりしら}べの内容^{ないよう}を、ありのまま^かに書^かいてください

「被疑者^{ひぎしや}ノート」には、あなた^うが受^{とりしら}けた取調^{ないよう}べの内容^かをありのまま^{けっ}に書^{おお}いてください。決^かして大^かげさには書^かかないようにしてください。

4 記憶^{きおく}が鮮明^{せんめい}なうち^かに書^かいてください

取調^{とりしら}べの後^{あと}はとて疲^{つか}れていると思^{おも}いますが、記憶^{きおく}が鮮明^{せんめい}なうち^{はや}に、なるべく早^{きにゆう}く記入^{きにゆう}してくだ^さい。その日^ひに書^かけなくとも、できれば翌日^{よくじつ}には書^かくようにしてください。

5 ページごと^{きにゆう}に「記入^ひした日^{ひづけ}」の日付^{ただ}を正^{きにゆう}しく記入^{しよめい}して署名^{しよめい}してください

「被疑者^{ひぎしや}ノート」は、見開^{みひら}き2ページで、「1日^{いちぶん}分の取調^{とりしら}べ」を記入^{きにゆう}するようになっています。
「1日^{いちぶん}分の取調^{とりしら}べ」のことを書^かき終^おえたら、右下欄^{みぎしたらんがい}外^{ひづけ}の日付^{じっさい}に、実際^{きにゆう}に「記入^ひした日^{とりしら}」（取調^{ひづけ}べの日付^{おな}と同じとは限^{かぎ}りません。）を正^{ただ}しく記入^{きにゆう}してください。一度^{いちど}「記入^{きにゆう}した日^ひ」を書^かいた後^{あと}は、そのページには何^{なに}も書^かき加^{くわ}えないようにしましょう。後^{あと}から内容^{ないよう}を変^かえたと思^{おも}われないためです。
もし、後^{あと}から「思^{おも}い出したこと^だ」があ^{ばあい}った場合^{おも}には、思^{おも}い出した日^だに記入^ひするページに、例^{たと}えば「〇月〇日^{がつ}の取調^{にち}べで××とい^{とりしら}うことがあ^{おも}ったのを思^だい出した。」と書^かくようにしてください。

第6 「被疑者ノート」の使い方

1 接見室^{せっけんしつ}に持^もってきてください

接見^{せっけん}のとき^{ひぎしや}には、「被疑者^{せっけんしつ}ノート」を接見室^もまで持^{べんごにん}ってきて、弁^み護人^{とりしら}に見^みせながら、取調^{とりしら}べ状^{じょうきよう}を説^{せつめい}明^{めい}してください。

2 後日^{ごじつ}返^{へん}却^{きやく}してください

「被疑者^{ひぎしや}ノート」は、弁^{べんごにん}護人^{へんごかつどう}が弁^{やくだ}護活^{きろく}動^{ねが}に役^{ごじつ}立^だてるために記^き録^{ろく}をお願^{ねが}いするもので、後^{ごじつ}日^だ、弁^{べんごにん}護人^{へんきやく}に返^{へん}却^{きやく}してください。

第7 違法・不当な取調べを受けたとき

1 違法・不当な取調べを受けたら

もし仮にあなたが違法・不当な取調べを受けることがあったときには、すぐに弁護人（べんごにん）を呼んで、話（はな）してください。弁護人（べんごにん）はあなたの味方（みかた）として、あなたの権利（けんり）を守るために活動（かつどう）しています。弁護人（べんごにん）に相談（そうだん）すれば、警察官（けいさつかん）や検察官（けんさつかん）に抗議（こうぎ）をするなど、最大限（さいだいいげん）あなたの法的権利（ほうてきけんり）を守る活動（かつどう）をします。

下記（かき）のように苦情（くじょう）を申し出る制度（せいど）もあります。

あわせて、「被疑者（ひぎしゃ）ノート」にも、実際（じっさい）に受けた取調べ（とりしら）の内容（ないよう）を具体的に、かつ、ありのまま（きにゆう）に記入（き）してください。

2 警察（けいさつ）に対する苦情（くじょう）申出（もうしで）

「被疑者（ひぎしゃ）取調べ適正化（てきせい化）のための監督（かんとく）に関する規則（きそく）」という国家公安委員会規則（こっかこうあんいいんかいきそく）が定められています。この規則（きそく）は、次に掲げる①から⑦の行為（こうい）を、不適正（ふてきせい）な取調べ（とりしら）につながるおそれがある「監督（かんとく）対象（たいしょう）行為（こうい）」として定めています。

- ① やむを得ない場合（え ばあい のぞ）を除いて、身体（しんたい）に触（ふ）れること
- ② 暴力（ぼうりよく）をふるったり、机（つくえ）を叩（たた）いたりすること
- ③ 殊更（ことさら）に不安（ふあん）を覚えさせたり、又は困惑（こんわく）させるような言動（げんどう）をすること
- ④ 一定（いってい）の姿勢（しせい）又は動作（どうさ）をとるよう不当（ふとう）に要（よう）求（きゅう）すること
- ⑤ 便宜（べんぎ）をはかったり、又は便宜（べんぎ）をはかることを申し出たり、約束（やくそく）したりすること
- ⑥ 人の尊厳（ひと せんげん）を著（いちじる）しく害（がい）するような言動（げんどう）をすること
- ⑦ 警視総監（けいしそうかん）、道府県警察（どうふけんけいさつ）本部長（ほんぶちよう）若しくは方面（ほうめん）本部長（ほんぶちよう）又は警察署（けいさつしや）長（ちよう）の事前（じぜん）の承認（しょうにん）を

受けず、次のいずれかに当たる取調べ（あ とりしら）を行うこと

ア 午後（ごご）10時から翌日（じ）の午前（よくじつ）5時までの間（ごぜん）に被疑者（ひぎしゃ）取調べ（とりしら）を行うこと

イ 一日（いちにち）につき8時間（じかん）を超えて被疑者（ひぎしゃ）取調べ（とりしら）を行うこと

ここに挙げられている行為が存在すると取調べ監督官が認めたときは、取調べの中止等をもと求めることができる、と定めています。

また、警察職員は、弁護人等から取調べについての苦情の申出を受けたときは、速やかに取調べ監督官にこのことを通知しなければならず、「監督対象行為」が行われたと疑うに足る相当の事由があるときは、警察本部長は、取調べ調査官を指名して、「監督対象行為」があったかどうかを調査させなければならない、と定めています。

ここに挙げられている行為以外にも、苦情を申し入れることはできます。弁護人に相談してください。

3 検察に対する苦情申入れ

最高検察庁も、検察官の取調べに関し、「取調べに関する不満等の把握とこれに対する対応について」という通達を公表し、被疑者・弁護人から検察官による被疑者の取調べに関して申入れがなされたときには対応することを定めています。

おわりに――あなた自身の心の持ち方が重要です

1 自信をもって、あなたの権利を行使してください

以上、取調べにのぞむためにあたっての心がまえ、そしてあなたの権利を説明しました。あなたには、黙秘権があります（上記第3の2）。署名押印拒否権があります（上記第3の4）。増減変更申立権もあります（上記第3の6）。

でも、あなたがこれらの権利を知っていたとしても、実際にその権利を行使することはなかなか難しいと思えるかもしれません。取調べ官は、黙秘をやめるように説得してきたり、供述調書に署名・押印することを強く迫ってきたりします。また、調書の内容を修正してほしいと頼んでも、大事な部分の修正に応じてくれなかったりします。取調べ官の言うことを聞かなければ裁判で不利になるなどいろいろなことを言って、様々な圧力を加えてくることもあります。

しかし、あなたが権利を行使したことを不利に取り扱うことは許されません。ですから、取調官から何を言われても、自信をもってあなたの権利を行使してください。また、取調官があなたの言い分を信じてくれなくても、失望する必要はありません。あなたの言い分を話す機会は、これからもあります。そもそも取調官は、被疑者の言い分を疑うのが仕事で、あなたの言い分を信じることはないと考えていた方がよいです。

取調べは、1日に何時間も、しかも23日間にわたって続くことがありますので、決して楽なものではありません。ただ、取調官も、あなたから思いどおりの供述を得られないと不安になり、焦るものです。決して許されないことですが、時には怒鳴ったりすることがあるかもしれません。それは、取調官自身の不安をごまかそうとしているのです。取調官をおそれる必要はありません。繰り返しますが、自信を持ってください。

それに、あなたは一人ではありません。取調べの対応に困ったときは、「弁護士に相談します」と言って、弁護人を呼んでください。

2 繰り返し、このノートを読んで、取調べに備えてください

この「被疑者ノート」には、取調べにあたっての大切なアドバイスが書かれています。1度だけでなく、繰り返し読んで、取調べに備えてください。

2016年の刑事訴訟法等の一部改正により、一部の事件については取調べの全過程を録画（取調べの可視化）するよう義務付けられることとなり、2019年6月1日、施行されました。また、法律によって録画が義務付けられることとなった事件以外の事件でも、取調べが録画される事件は増えてきています。事実上、争いのある事件では、検察官の取調べは録画されることが当たり前になりましたし、地域によっては、事件の種類にかかわらず、検察官の行う取調べのほとんど全てを録画している検察庁もあります。このように録画がなされれば問題のある取調べは行われにくくなると思われます。

しかし、それでも黙秘権(上記第3の2)、署名押印拒否権(上記第3の4)、増減変更申立権(上記第3の6)は重要です。なぜなら、取調べで間違えたことを言ってしまった場合、それが

そのまま証拠しょうこになってしまい、取り返と かえしのつかないことになる可能性かのうせいがあるからです。ですから、

とりしら ろくが 取調べが録画されるとしても、黙秘もくひ ほうした方がいいのか、供 述きょうじゅつ ほうした方がいいのか、供 述きょうじゅつするな

なに 供 述きょうじゅつしたらいいのか、弁護人べんごにんによく聞いてください。

わ 分からないことがあったり、不安ふあんな気持ちき もになったりしたときはもちろん、どんなに小 さいなことで

べんごにん そうだん 相談してください。どんな場合ばあいでも、弁護人べんごにんはあなたみかたの味方です。

メモ欄——「^{らん}取^{とり}調^{しら}べ^むに^{たい}向^{せつ}けて^かの^{かん}大^わ切^{てん}な^がア^かド^{かん}バ^わイス」に^{てん}書^{かん}か^われて^{てん}いる^{かん}こ^わと^{てん}に^{かん}関^わして^{てん}分^{かん}か^わら^{てん}ない^{かん}点^わが^{てん}

あ^{かん}っ^わた^{てん}ら、^{かん}こ^わこ^{てん}に^{かん}書^わき^{てん}留^{かん}め^わて^{てん}お^{かん}き、^{かん}接^わ見^{てん}の^{かん}と^わき^{てん}に^{かん}弁^わ護^{てん}人^{かん}に^わ聞^{てん}い^{かん}て^わく^{てん}だ^{かん}さい。

メモ欄——「^{らん}取^{とり}調^{しら}べ^むに^{たい}向^{せつ}けて^かの^{かん}大^わ切^{てん}な^がア^だド^いバ^いイ^す」に書かれていることに関して分からない点

あ^かっ^とた^とら、こ^かこ^とに^せ書^つき^{けん}留^{べん}め^ごて^きお^きき、接^せ見^つの^{べん}と^ごきに^{にん}弁^き護^し人^にに^き聞^いい^てく^ださ^い。

被疑者ノートの記載例 1

※記載された氏名は、いずれも仮名です

とりしらべ日	2019年11月25日 (月)		てんこう候	☐ 晴 ☒ 曇 ☐ 雨 ☐ その他 ()		
じ時かん間	第1回	9時00分 ~ 12時00分	ばし場所	凹崎 (☒ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
	第2回	13時00分 ~ 18時00分	ばし場所	凹崎 (☒ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
	第3回	時 分 ~ 時 分	ばし場所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
とりしらべかん取調官のしめい氏名	甲 野		乙 山			
とりしらべこう取調事項	☐ 身上関係(生まれてからの身の上) ☐ 動機(事件を起こした理由) ☒ 犯行状況(どのような状況・態様で犯行を行ったのか) ☐ 共犯関係(共犯者との関係) ☐ 現場引きあたり ☐ 犯行再現 ☐ その他 ()					
	ぐたいてき具体的などのようなことを取り調べられたのか	僕がどんなふうにジーンズを手を取ったのか、ジーンズを手を取ったときにどういう気持ちだったか、ジーンズを路上で手に取ってから店員に呼び止められるまでどれくらいの距離を歩いていたのか聞かれた。また、呼び止めた店員と言い合いになった経緯やその後殴った理由などを聞かれた。友達についてもいろいろ聞かれた。ジーンズを手を取る前に友達と何を話していたのか、ジーンズの話が出ていたのではないかなど。				
	とりしらべかん取調官はどのような点に関心を示していたか	取調官と一緒に車で犯行現場などを訪れ、写真撮影などをすることがあります。この場合には、ここにチェックを入れて、どのような取調べが行われたのかを記入してください。 警察署の中の剣道場や柔道場などで、犯行の態様を再現し、写真撮影などを行うことがあります。この場合には、ここにチェックを入れて、どのような取調べが行われたのかを記入してください。				
	僕がジーンズを盗むつもりだったと言わせたいみたい。「お店の前から20メートルも離れたところで捕まえたと店員は言っている」と言われた。また、捕まりたくないから殴ったのだらうと何度も言われた。一緒にいた友達の身元を明かせと何度も聞いてくる。					
とりしらべほう法取調方法	もくひけんこくち黙秘権は告知されたか	☐ なし ☒ あり	※ あなたには黙秘権が保障されていますので、取調官から供述を迫られても、「黙秘します」と言って供述を拒否できます。憲法38条1項：「何人も、自己に不利な供述を強要されない。」			
	ろくがおこな録画が行われたか	☐ あり	どのような場面が録画されたか ☐ その日の取調べの全部 ☐ その日の取調べの一部	※ 取調べが録画されることがあります。		
	なぐ殴られたり、蹴られることなどはあったか(暴行)	☐ あり	ぐたいてき具体的な内容	違法な取調べです。けっして負けないでください。		
	おど脅されたり(脅迫)、侮辱されたりしたことはあったか	☒ あり	ぐたいてき具体的な内容	乙山刑事が、机をバンバン叩きながら、大声で「本当のことを話さないと会社にはいられなくなるぞ」と何度もせまってくる。		
	じはくほうりえき告白した方が利益になると言われたことはあったか(利益誘導)	☐ あり	ぐたいてき具体的な内容			
とりしらべかん取調官の態度	とりしらべかん取調官	乙 山		甲 野		
	たいど態 度	☒ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☒ その他 (やさしい)		
	いんしょうのこ印象に残った取調官のたいどことば態度・言葉	「盗もうとしておきながら、白々しいウソをつくな。このままだと大変なことになるぞ。会社もクビになってしまうぞ。」		「言い分をそのまま認めるわけにいかない。一緒にいた友達からも話を聞いてみたい。」		

	どのような対応 をしたのか	☐ 黙秘（供述を拒否した） ☒ 否認（犯行を否定した） ☐ 一部否認（犯行を一部否定した） ☐ 自供（犯行を認めた）	
	取調官に対し具 体的にどのよう な供述をしたの か	ジーンズは道を歩いている最中に片手で手に取った。お酒を飲んで気が大きくなっていたので、店員を驚かせてやろうと思った。何メートルくらい歩いたかは、はっきりとは覚えていない。もしかしたら店から20メートルくらい離れていたかもしれない。店員が僕を追いかけてきたので、すぐにジーンズを返した。でも、店員は僕を泥棒呼ばわりし、冗談だと何度も説明したが、うちがあかなかった。最後にはカッとなってしまい、店員をどついて逃げてしまった。その後も近くを歩いていたのは、事件になるとは思わなかったから。一緒にいた友達と彼女の話をしているときに、ジーンズを手を取った。ジーンズについては何も相談していない。僕が店員をどついて逃げてから、その友達とは会っていない。友達には迷惑をかけたくないので、名前などは言いたくない。	
あなたの 対 心	調書を作成した か	☐ 事情聴取（メモ）のみ ☐ 作成途中 ☒ 文面は作成終了（ 1 ）通	
	読み聞かせなど	☐ なし ☒ 取調官による読み聞かせがあった ☐ 調書を読ませてもらった	※ 調書はあなたの目でじっくり読むようにしてください。
	理解できたか	☐ 全く理解できなかった ☐ あまり理解できなかった ☒ だいたい理解できた ☐ 十分理解できた	
	訂正を申し入れ たか	☐ 訂正を申し入れた ☒ 不満はあるが 申し入れていない ☐ 申し入れていない	※ あなたは供述調書の記載内容を訂正するよう求めることができます。刑事訴訟法198条4項：「前項の調書は、これを被疑者に関連させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」
	訂正してくれた か	☐ 全く訂正してくれない ☐ 一部しか訂正してくれない ☐ すべて訂正してくれた	
	調書の署名押印 に 応じたのか	☐ 拒否 ☒ 応じた	※ 供述調書に署名押印することは、義務ではありません。内容の正誤・理由の有無にかかわらず、署名押印を拒否することができます。悩んだら、弁護人と相談したいと言って、弁護人と呼んでもらいましょう。刑事訴訟法198条5項：「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。」
理解できな かったり、 不満がある点 は	ジーンズを盗む気はなかった、店員を殴ったのはカッとなったから、という僕の言い分は記載してくれた。でも、甲野刑事から、「店員は現に万引きと考えると、君を追いかけたのだから、店員から見れば万引きと思われても仕方がないだろう」と言われ、「店員から見れば、万引きをしたと思われても仕方ありません」と書かれた調書にサインしてしまった。		
訂正されな かった点は	今後は、あなたが納得のいくまで訂正してもらい、このような調書にサインをしないようにしましょう。		
調書作成時 のあなたの 心 境	留置場に戻ってから考えたが、あんなことを認めたら最初から盗む気があったと思われるのではないだろうか。心配になってしまい、今日もあまり眠れそうにない。		
健康状態	☒ 悪い ☐ 悪いところはない	具体的な症状 ☒ 取調官に訴えた ☐ 留置管理係に訴えた ☐ 特に訴えていない ☐ その他（ ）	睡眠不足で体がだるい。頭も痛い。 ☒ なに ☐ 何もしてくれなかった ☐ 薬をくれた ☐ 病院に連れて行ってくれた（医者を呼んでくれた） ☐ その他（ ）
弁護人につ いて話題に なったか	☒ 接見や弁護人のことを聞かれた ☐ 接見や弁護人のことは全く聞かれなかった ☐ 取調官のほうから弁護人の話をした 乙山刑事から、弁護士からどんなアドバイスを受けているのか聞かれた。弁護士に言われたとおり「弁護士との接見内容は言いたくない」と言ったところ、「あの弁護士は大阪でも5本の指に入る悪い弁護士だから信用しない方がいい」と言われた。		
その他（雑 談など）	甲野刑事のお母さんは病気で入退院を繰り返しているらしい。僕の母も病気をしていると話をしたところ、お母さんを心配させたらいいと言われた。		

2019年11月25日（月） 以上のとおりの取調べ状況であることに間違いありませんので、下に署名します。

※ 日付の記入と署名は忘れないでください。→

署名

丙 川 丁 太

実在の事件(無罪判決が確定)で作成された 「被疑者ノート」を参考にしています。		被疑者ノートの記載例 2		※記載された氏名は、いずれも仮名です	
とりしらべ日 取 調 日	2019年 12月 1日 (日)		てんこう 天 候	☒ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ その他 ()	
じ 時 かん 間	第1回	13時 23分 ~ 15時 17分	ばし 場 所	凸川 (☒ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第2回	時 分 ~ 時 分	ばし 場 所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第3回	時 分 ~ 時 分	ばし 場 所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
とりしらべかん 取 調 官 の 氏 名	甲 川 (女性)		乙 野 (男性)		
とりしらべじこう 取 調 事 項	☐ 身上関係(生まれてからの身の上) ☐ 動機(事件を起こした理由) ☒ 犯行状況(どのような状況・態様で犯行を行ったのか) ☐ 共犯関係(共犯者との関係) ☐ 現場引き当たり ☐ 犯行再現 ☐ その他 ()				
	ぐたいてき 具体的に どの ような こ とを 取り 調 べ ら れ た の か	黙秘をしたり、署名押印を拒否すると、こんな取調べを受けることがあります。しかし、あなたは、あなたの権利を行使しているにすぎませんので、気にする必要はありません。現職警察官ですら、ある政党の「電話盗聴事件」をおこして検察官の取調べを受けたとき、この「黙秘権」を使って一切しゃべりませんでした。 調書をとろうと説得された。「自分の口で、自分の言葉で無実を訴えろ」と言われた。私が「十分に今まで話してきたのに、刑事さんが調書にしなかった。弁護士から、もう調書は必要ないと言われている」と話して断ったら、「そんなに公判にもちこみたいのか？」と言われた。最後には、すべて私の言うとおりに作成するからと説得された。断ると、「弁解できない、話せないということが、裁判になったときに不利になる!」「調書にしなければ、あなたの弁解してきた事実自体が証明できないだろう!」と言われた。			
	とりしらべかん 取 調 官 は ど の ような 点 かんしん しめ に 関 心 を 示 し て い た か	「なにゆえ調書の作成に応じないのか」としつつ責められた。 「黙秘するのは、自分にやましいことがあるからで、裁判官の心証は必ず悪くなるぞ!」と言われた。 黙秘することが「黙秘権」という権利にまで高められている主眼は、黙秘することを一切被疑者・被告人に不利益に扱ってはならないということにあります。ある裁判例(和歌山地判平成14年12月11日・判タ1122号185頁)でも、同様の指摘があります。「黙秘すると不利になる」などの説明を、かんたんに信じないでください。もしあなたがどうしても説明したいのであれば、勾留理由開示公判や起訴後の公判で説明をするなどの方法もあります。詳しくは、弁護士とよく相談してください。			
とりしらべほうほう 取 調 方 法	もくひけん 黙秘権は告知されたか	☐ なし ☒ あり	※ あなたには黙秘権が保障されていますので、取調官から供述を迫られても、「黙秘します」と言って供述を拒否できます。憲法38条1項:「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。」		
	ろくが 録画が行われたか	☐ あり	どのような場面が録画されたか	☐ その日の取調べの全部 ☐ その日の取調べの一部	※ 取調べが録画されることがあります。
	ぐたいてき 具体的に な い よ う 容 内	☐ あり	あなたの言ったことがそのまま調書に記載されるとは限りませんし、調書の書き方を工夫すれば、あなたがウソをついているかのような印象を与える調書もつくることもできますので、注意してください。		
	おど 脅されたり(脅迫)、侮辱されたりしたことはあったか	☒ あり	ぐたいてき 具体的に な い よ う 容 内	大声で「自分が今まで言ってきたことを調書にするって言ってるのは、話せないとはど~いうことや」と机をたたいてどなった(甲川)。	
	じはく 告白した方が利益になると言われたことはあったか(利益誘導)	☒ あり	ぐたいてき 具体的に な い よ う 容 内	「言いたいことを調書にして、検事が認めてくれれば起訴にならないのに、調書の作成自体を拒否するとは、自分の弁解する機会をつぶしているようなものだ」と言われた(乙野)。	
とりしらべかん 取 調 官 の 態 度	とりしらべかん 取 調 官	甲 川		乙 野	
	たい 態 度	☒ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		☒ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()	
	いんしょう 印象に残った取調官の たい 態度・言葉	「黙秘するってことがどういうことなのかよく考えろ。」 「言えないことがあると疑われるだけ。」 「弁解しなければ起訴になる。」 「弁護士をアテにしてるけど、公判の準備をしてるってことは、当分出ないね。」 「あの検事さんが、今ある調書であんたの言うこと信用して、不起訴にするとするか?」(脅し気味に)		「情状しゃく量も考えろ。」 「自分の言ってきたことに責任をもて!」調書にして反論しろ! 「本当のことなら、なにゆえ自分の口で反論できないのか理解できない。」 「弁護士なんかアテにしないで、自分で弁解して釈放になれはいやろ。」	

あなたの 対応	どのような対応をしたのか	☒ 黙秘（供述を拒否した） ☒ 否認（犯行を否定した） ☐ 一部否認（犯行を一部否定した） ☐ 自供（犯行を認めた）		
	とりしらべかん たい ぐた 取調官に対し具体的にどのような供述をしたのか	ほとんどすべての問いかけに「言いたくありません」と答えた。 最後にはあきらめたのか、調書とボールペンを渡されて、「自分の言いたいことを自分で書け。署名したら、その書類を検事に送るから」と言われたが、拒否した。 すると、すべての質問に「言いたくありません」と返答した調書を作成した（署名押印はしていないが、読まされて、署名押印拒否の理由を書いていた）。		
	ちょうしょ さくせい 調書を作成したか	☐ 事情聴取（メモ）のみ ☐ 作成途中 ☒ 文面は作成終了（ 1 ）通		※ ページ数ではなく、調書の数を記載してください。
	よ 読み聞かせなど	☐ なし ☐ 取調官による読み聞かせがあった ☒ 調書を読ませてもらった		※ 調書はあなたの目でじっくり読むようにしてください。
	りかい 理解できたか	☐ 全く理解できなかった ☐ あまり理解できなかった ☐ だいたい理解できた ☒ 十分理解できた		
	ていせい もう い 訂正を申し入れたか	☐ 訂正を申し入れた ☐ 不満はあるが申し入れていない ☒ 申し入れていない		※ あなたは供述調書の記載内容を訂正するよう求めることができません。刑事訴訟法198条4項：「前項の調書は、これを被疑者に関連させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」
訂正してくれたか	☐ 全く訂正してくれない ☐ 一部しか訂正してくれない ☐ すべて訂正してくれた			
ちょうしょ しよめいおういん 調書の署名押印に応じたのか	☒ 拒否 ☐ 応じた	※ 供述調書に署名押印することは、義務ではありません。内容の正誤・理由の有無にかかわらず、署名押印を拒否することができます。悩んだら、弁護人と相談したいと言って、弁護人と呼んでもらいましょう。刑事訴訟法198条5項：「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。」		
りかい 理解できなかったり、不満がある点	は			
ていせい 訂正されなかった点	は			
ちょうしょ さくせい 調書作成時のあなたの心境	「言いたくありません」としか返答していない調書に署名を求められても、するはずもないのに、あんな調書何にするのか不思議だ。反動的な態度であったと証明したいのか？			
けんこうじょうたい 健康状態	☐ 悪い ☒ 悪いところはない	ぐたいてき しょうじょう 具体的な症状		
	うった 訴えたかどうか	☐ 取調官に訴えた ☐ 留置管理係に訴えた ☐ 特に訴えていない ☐ その他（ ）	☐ 何もしてくれなかった ☐ 薬をくれた ☐ 病院に連れて行ってくれた（医者と呼んでくれた） ☐ その他（ ）	
べんごにん 弁護人について話になったか	☐ 接見や弁護人のことを聞かれた ☐ 接見や弁護人のことは全く聞かれなかった ☒ 取調官のほうから弁護人の話をした			
	ぐたいてき しよめい 具体的な内容	「準抗告は棄却された。おまえと弁護士の言い分がおかしいからだ。」 「弁護士はもう裁判の用意をしているのか？ 無実なら起訴されないように動くべき。なにゆえ調書作成の邪魔をするのか理解できない。長引かせて金もうけを考えているのと違うか？」（乙野）		
その他（雑談など）	何が何でも調書を作成したいみたいだ。どなったり、脅したり、なだめたり、突き放したり、対応するのも大変だ。 予想どおり、弁護士の悪口を言い出した。 取調べ日ではなく、「被疑者ノート」に記入した日を書いてください。			

2019年 12月 2日（月）

以上のとおりの取調べ状況であることに間違いありませんので、下に署名します。

※ 日付の記入と署名は忘れないでください。→

署名

丙 野 丁 三

一部録画がなされたときの対応例として参考にしてください。		被疑者ノートの記載例 3		※記載された氏名は、いずれも仮名です	
取調日	2019年 2月 20日 (水)		天候	☐ 晴 ☐ 曇 ☒ 雨 ☐ その他 ()	
時間	第1回	14時05分～14時30分		場所	凹凸 (☐ 警察署 ☒ 検察庁 ☐ 拘置所)
	第2回	時 分 ～ 時 分		場所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)
	第3回	時 分 ～ 時 分		場所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)
取調官の氏名	甲 山 (男性)				
取調事項	☐ 身上関係(生まれてからの身の上) ☐ 動機(事件を起こした理由) ☒ 犯行状況(どのような状況・態様で犯行を行ったのか) ☐ 共犯関係(共犯者との関係) ☐ 現場引きあたり ☐ 犯行再現 ☐ その他 ()				
	具体的などのようなことを取り調べられたのか	この前、殺意を認めるかのような調書に署名指印してしまったので、すごく後悔していたところ、突然、検察庁に呼び出された。調書を任意に作成したことを明らかにするために、取調べの一部を録画するとのこと。 甲山検事は、録画を始めると言ってから、調書を手にとって調書の内容を一つ一つ確認し始めた。争いのない事実は「はい」「はい」と言うだけだった。しかし、「死めかもしれない」と思ったものの、怒りにまかせて、空のビール瓶を思いきり、被害者の後頭部に振り下ろした」という内容については、「死めかもしれない」なんて思っていない」と言った。「被害者の肩にぶちあててやろうとビール瓶を振り下ろしたら、被害者が少し動いたので、頭に当たってしまった」と説明した。すると、甲山検事は「前は認めてたじゃないか」と言って責め立ててきた。			
	取調官はどのような点に関心を示していたか	そこで、「刑事から「死めかもしれない」と思ったことを認めたら、保釈で出られると思うが、否認したら、いつまでも出られないぞ」と言われたので、早くここから出て家族を養うには認めるしかないと思って認めたんだ」、「この前の検事調べに行く前にも、刑事から「(警察官調書と)同じことを言えよ」と急押しされたので、認めたんだ」と説明した。そして、「検察官調書を作成した後で久しぶりに弁護士が接見に来たので聞いてみたら、「認めたら保釈で出られるなんて、とんでもない!」と言われて、騙されたことに気付いたんだ」と説明した。			
		記入する場所が足りなければ、記入場所にこだわらずに書いてください。			
取調方法	黙秘権は告知されたか	☐ なし ☒ あり	※ あなたには黙秘権が保障されていますので、取調官から供述を迫られても、「黙秘します」と言って供述を拒否できます。憲法38条1項：「何人も、自己に不利な供述を強要されない。」		
	録画が行われたか	☒ あり	どのような場面が録画されたか	☐ その日の取調べの全部 ☒ その日の取調べの一部	※ 取調べが録画されることがあります。
	殴られたり、蹴られることなどはあったか(暴行)	☐ あり	具体的な内容		
	脅されたり(脅迫)、侮辱されたりしたことはあったか	☐ あり	具体的な内容		
	自白した方が利益になると言われたことはあったか(利益誘導)	☐ あり	具体的な内容		
取調官の態度	取調官	甲 山			
	態度	☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☒ その他(緊張?)		☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()	
	印象に残った取調官の態度・言葉	録画するときには、やはり緊張していたようだ。 いつもは気に入らないことを言うと、不機嫌になって怒鳴るのに、今日はとても丁寧だったので、気持ち悪かった。			

	どのような対応をしたのか	☐ 黙秘（供述を拒否した） ☐ 否認（犯行を否定した） ☒ 一部否認（犯行を一部否定した） ☐ 自供（犯行を認めた）	
	とりしらべかん たい ぐた 取調官に対し真 体的にどのよう な供述をしたの か	録画・録音がされる場合も、あなたには黙秘権があります。供述するか、しないかはあなたの自由です。もし供述するのであれば、自分の記憶・認識にもついた事実を正確に語ることが重要です。また、すでに虚偽の自白をとられてしまっているようなときは、どうして虚偽の自白調書が作成されてしまったのかを説明しましょう。取調べの録画・録音に応じたとしても、供述をするか黙秘権を行使するかどうか、また、黙秘しない場合でもどのようなことを言うかについては、弁護人とよく相談してください。 左に書いたとおり、「被害者の肩にぶちあててやろうとビール瓶を振り下ろしたら、被害者が少し動いたので、頭にあたってしまった」と説明した。	
あなたのお 対 応	ちょうしよ さくせい 調書を作成した か	☐ 事情聴取（メモ）のみ ☐ 作成途中 ☒ 文面は作成終了（ 1 ）通	※ ページ数ではなく、調書の数を記載してください。
	よ 読み聞かせなど	☐ なし ☒ 取調官による読み聞かせがあった ☐ 調書を読ませてもらった	※ 調書はあなたの目でじっくり読むようにしてください。
	りかい 理解できたか	☐ 全く理解できなかった ☐ あまり理解できなかった ☒ だいたい理解できた ☐ 十分理解できた	
	ていせい もう い 訂正を申し入れ たか	☒ 訂正を申し入れた ☐ 不満はあるが ☐ 申し入れていない ☐ 申し入れていない	※ あなたは供述調書の記載内容を訂正するよう求めることができます。 けいじそしょうほう じょう こう 刑事訴訟法198条4項：「前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」
	ていせい 訂正してくれたか	☒ 全く訂正してくれない ☐ 一部しか訂正してくれない ☐ すべて訂正してくれた	
	ちょうしよ しよめいおういん 調書の署名押印 におう に応じたのか	☒ 拒否 ☐ 応じた	※ 供述調書に署名押印することは、義務ではありません。内容の正誤・理由の有無にかかわらず、署名押印を拒否することができます。悩んだら、弁護人と相談したいと言って、弁護人を選んでもらいましょう。刑事訴訟法198条5項：「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。但し、これを拒絶した場合は、この限りでない。」
りかい 理解できな かったり、 ふまん 不満がある点 は	甲山検事に「僕の言い分をもう1回調書にとって欲しい」とお願いしたが、拒否されてしまった。何のための取調べか分からない。 記入する場所が足りなければ、記入場所にこだわらずに書いてください。		
ていせい 訂正されな かった点は	「調書を任意に作成したことを明らかにするために、取調べの一部を録画する」という説明だが、それなら調書を作成した後は録画するのではなく、調書ができるまでの取調べの全過程を録画したらいいのに。調書を作成した後で「はい」「はい」と言っているシーンを録画しても、本当のことは全然明らかにならない。もし僕の取調べを全部録画していたら、刑事に騙されたことが明らかになるのに…。そもそも、もし取調べを全部録画していたら、刑事もそのことを知っているはずなので、あんな嘘はつかなかったのだろう。		
けんこうじょうたい 健康状態	☐ 悪い ☒ 悪いところはない	ぐたいてき しょうじょう 具体的な症状	☐ 何もしてくれなかった ☐ 薬をくれた ☐ 病院に連れて行ってくれた（医者を選んでくれた） ☐ その他（ ）
べんごにん 弁護人につ いて話題に なったか	☐ 接見や弁護人のことを聞かれた ☒ 接見や弁護人のことは全く聞かれなかった ☐ 取調官のほうから弁護人の話をした	いつもは弁護士の悪口を言ったり、弁護士との接見内容を聞いてくるのに、録画すると になったら、まったく聞いてこなかった。	
その他（雑 談など）			

2019年 2月20日（水）

以上のとおりの取調べ状況であることに間違いありませんので、下に署名します。

※ 日付の記入と署名は忘れないでください。→

署名

丙 谷 丁 一

被疑者ノート（このページに記入してください）

とりしらべ日		年 月 日 ()		てんこう候	☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ その他 ()		
じ時かん間	第1回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
	第2回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
	第3回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
とりしらべかん取調官のしめい氏名							
とりしらべじこう取調事項		☐ 身上関係(生まれてからの身の ^み 上) ☐ 動機(事件を起こした理由) ☐ 犯行状況(どのような状況・態様で犯行を行ったのか) ☐ 共犯関係(共犯者との関係) ☐ 現場引き当たり ☐ 犯行再現 ☐ その他 ()					
		具体的などのようなことを取り調べられたのか					
		とりしらべかん取調官はどのような点に関心を示していたか					
とりしらべほうほう取調方法		☐ なし ☐ あり 黙秘権は告知されたか	※ あなたには黙秘権が保障されていますので、とりしらべかん取調官から供述を迫られても、「黙秘します」と言って供述を拒否できます。憲法38条1項：「何人も、自己に不利な供述を強要されない。」				
		☐ あり 録画が行われたか	☐ あり どのような場面が録画されたか	☐ その日の取調べの全部 ☐ その日の取調べの一部	※ とりしらべかん取調官が録画されることがあります。		
		☐ あり 殴られたり、蹴られることなどはあったか(暴行)	☐ あり 具体的な内容				
		☐ あり 脅されたり(脅迫)、侮辱されたりしたことはあったか	☐ あり 具体的な内容				
		☐ あり 自白した方が利益になると言われたことはあったか(利益誘導)	☐ あり 具体的な内容				
とりしらべかん取調官の態度		とりしらべかん取調官					
		態度 ☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()	態度 ☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()				
		いんしょうのこ印象に残ったとりしらべかん取調官の態度・言葉					

あなたのお心 の対	どのような対応をしたのか	☐ 黙秘（供述を拒否した） ☐ 否認（犯行を否定した） ☐ 一部否認（犯行を一部否定した） ☐ 自供（犯行を認めた）		
	とりしらべかんたいぐたいて 取調官に対し具体的にどのような供述をしたのか			
	ちょうしょさくせい 調書を作成したか	☐ 事情聴取（メモ）のみ ☐ 作成途中 ☐ 文面は作成終了（ ）通		※ ページ数ではなく、調書の数を記載してください。
	よ読みきかせなど 読み聞かせなど	☐ なし ☐ 取調官による読み聞かせがあった ☐ 調書を読ませてもらった		※ 調書はあなたの目でじっくり読むようにしてください。
	りかい 理解できたか	☐ 全く理解できなかった ☐ あまり理解できなかった ☐ だいたい理解できた ☐ 十分理解できた		
	ていせいもうい 訂正を申し入れたか	☐ 訂正を申し入れた ☐ 不満はあるが申し入れていない ☐ 申し入れていない		※ あなたは供述調書の記載内容を訂正することができます。刑事訴訟法198条4項：「前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」
	ていせい 訂正してくれたか	☐ 全く訂正してくれない ☐ 一部しか訂正してくれない ☐ すべて訂正してくれた		
	ちょうしょしよめいおういん 調書の署名押印に おう 応じたのか	☐ 拒否 ☐ 応じた	※ 供述調書に署名押印することは、義務ではありません。内容の正誤・理由の有無にかかわらず、署名押印を拒否することができます。悩んだら、弁護人と相談したいと言って、弁護人を呼んでもらいましょう。刑事訴訟法198条5項：「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。」	
	りかい 理解できな かったり、 ふまん 不満がある 点 は			
	ていせい 訂正されな かった点 は			
ちょうしょさくせい 調書作成時 のあなたの しんきよう 心境				
けんこうじょうたい 健康状態	☐ 悪い ☐ 悪いところはない	ぐたいてき 具体的な症状		
	うった 訴えたかど うか	☐ 取調官に訴えた ☐ 留置管理係に訴えた ☐ 特に訴えていない ☐ その他（ ）	うった 訴えた後の対応	☐ 何もしてくれなかった ☐ 薬をくれた ☐ 病院に連れて行ってくれた（医者を呼んでくれた） ☐ その他（ ）
べんごにん 弁護人につ いて話題に なったか	☐ 接見や弁護人のことを聞かれた ☐ 接見や弁護人のことは全く聞かれなかった ☐ 取調官のほうから弁護人の話をした			
	ぐたいてき 具体的な 内容			
その他（雑談など）				

年 月 日 ()

以上のおおりのとりのとりの取調べ状況であることに間違いありませんので、下に署名します。

※ 日付の記入と署名は忘れないでください。→

署名

被疑者ノート（このページに記入してください）

とりしらべ日		年 月 日 ()		てんこう候	☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ その他 ()	
じ時かん間	第1回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第2回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第3回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
とりしらべかん取調官のしめい氏名						
とりしらべじこう取調事項		☐ 身上関係(生まれてからの身の ^み 上) ☐ 動機(事件を起こした理由) ☐ 犯行状況(どのような状況・態様で犯行を行ったのか) ☐ 共犯関係(共犯者との関係) ☐ 現場引き当たり ☐ 犯行再現 ☐ その他 ()				
		ぐたいてき具体的にどのようなことを取り調べられたのか				
		とりしらべかん取調官はどのような ^{てん} 点 ^{かんしん} に ^{しめ} 示 ^{して} いたか				
とりしらべほうほう取調方法	☐ なし ☐ あり もくひけん 黙秘権は告知されたか		※ あなたには黙秘権が保障されていますので、 ^{とりしらべかん} 取調官から ^{きようじゆつ} 供述を ^{せま} 迫られても、「 ^{もくひ} 黙秘します」と ^い 言 ^{きようじゆつ} って ^{きよひ} 供述を ^{けんぽう} 拒否 ^{じよう} できます。憲法38条1項：「何人も、 ^じ 自己に ^{ふりえき} 不利益な ^{きようじゆつ} 供述を ^{きようよう} 強要 ^{され} ない。」			
	☐ あり ろくが おこな録画が行われたか		☐ あり どのような ^{ばめん} 場面が ^{ろくが} 録画されたか		☐ その日の ^ひ 取調べの ^{ぜんぶ} 全部 ☐ その日の ^ひ 取調べの ^{いちぶ} 一部 ※ ^{とりしら} 取調べが ^{ろくが} 録画 ^{され} ることがあります。	
	☐ あり なぐ 殴られたり、蹴られることなどはあったか (暴行)		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
	☐ あり おど 脅されたり (脅迫)、侮辱されたりしたことはあったか		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
	☐ あり じはく 自白した方が利益になると言われたことはあったか (利益 ^{りえき} 誘導)		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
とりしらべかん取調官のたいど態	とりしらべかん取調官					
	たいど 態	☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		
	いんしやう のこ印象に残った ^{とりしらべかん} 取調官の ^{たいど} 態度・ ^{ことば} 言葉					

あなたのお心 の対応	どのような対応をしたのか	☐ 黙秘（供述を拒否した） ☐ 否認（犯行を否定した） ☐ 一部否認（犯行を一部否定した） ☐ 自供（犯行を認めた）		
	とりしらべかんたいぐたいて 取調官に対し具体的にどのような供述をしたのか			
	ちょうしょさくせい 調書を作成したか	☐ 事情聴取（メモ）のみ ☐ 作成途中 ☐ 文面は作成終了（ ）通		※ ページ数ではなく、調書の数を記載してください。
	よ読みきかせなど	☐ なし ☐ 取調官による読み聞かせがあった ☐ 調書を読ませてもらった		※ 調書はあなたの目でじっくり読むようにしてください。
	りかい 理解できたか	☐ 全く理解できなかった ☐ あまり理解できなかった ☐ だいたい理解できた ☐ 十分理解できた		
	ていせいもうい 訂正を申し入れたか	☐ 訂正を申し入れた ☐ 不満はあるが申し入れていない ☐ 申し入れていない	※ あなたは供述調書の記載内容を訂正することができます。刑事訴訟法198条4項：「前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」	
	ていせい 訂正してくれたか	☐ 全く訂正してくれない ☐ 一部しか訂正してくれない ☐ すべて訂正してくれた		
	ちょうしょしよめいおういん 調書の署名押印に お応じたのか	☐ 拒否 ☐ 応じた	※ 供述調書に署名押印することは、義務ではありません。内容の正誤・理由の有無にかかわらず、署名押印を拒否することができます。悩んだら、弁護人と相談したいと言って、弁護人を呼んでもらいましょう。刑事訴訟法198条5項：「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。」	
	りかい 理解できなかったり、 ふまん 不満がある 点			
	ていせい 訂正されなかった点			
ちょうしょさくせい 調書作成時の あなたの 心境				
けんこうじょうたい 健康状態	☐ 悪い ☐ 悪いところはない	ぐたいてき 具体的な症状		
	うった 訴えたかど うか	☐ 取調官に訴えた ☐ 留置管理係に訴えた ☐ 特に訴えていない ☐ その他（ ）	うった 訴えた後の対応	☐ 何もしてくれなかった ☐ 薬をくれた ☐ 病院に連れて行ってくれた（医者を呼んでくれた） ☐ その他（ ）
べんごにん 弁護人について 話題になったか	☐ 接見や弁護人のことを聞かれた ☐ 接見や弁護人のことは全く聞かれなかった ☐ 取調官のほうから弁護人の話をした			
	ぐたいてき 具体的な 内容			
その他（雑談など）				

年 月 日 () 以上のとおりの取調べ状況であることに間違いありませんので、下に署名します。

※ 日付の記入と署名は忘れないでください。→

署名

被疑者ノート（このページに記入してください）

とりしらべ日		年 月 日 ()		てんこう候	☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ その他 ()		
じ時かん間	第1回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
	第2回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
	第3回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
とりしらべかん取調官のしめい氏名							
とりしらべこう取調事項		☐ 身上関係(生まれてからの身の ^み 上) ☐ 動機(事件を起こした理由) ☐ 犯行状況(どのような状況・態様で犯行を行ったのか) ☐ 共犯関係(共犯者との関係) ☐ 現場引き当たり ☐ 犯行再現 ☐ その他 ()					
		具体的などのようなことを取り調べられたのか					
		とりしらべかん取調官はどのような点に関心を示していたか					
とりしらべほう取調方法		☐ なし ☐ あり 黙秘権は告知されたか	※ あなたには黙秘権が保障されていますので、とりしらべかん取調官から供述を迫られても、「黙秘します」と言って供述を拒否できます。憲法38条1項：「何人も、自己に不利な供述を強要されない。」				
		☐ あり 録画が行われたか	☐ あり どのような場面が録画されたか	☐ その日の取調べの全部 ☐ その日の取調べの一部	※ とりしらべかん取調官が録画されることがあります。		
		☐ あり 殴られたり、蹴られることなどはあったか(暴行)	☐ あり 具体的な内容				
		☐ あり 脅されたり(脅迫)、侮辱されたりしたことはあったか	☐ あり 具体的な内容				
		☐ あり 自白した方が利益になると言われたことはあったか(利益誘導)	☐ あり 具体的な内容				
とりしらべかん取調官のたいど態		とりしらべかん取調官					
		たいど態	☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		
		いんしょうのこ印象に残ったとりしらべかん取調官のたいど態・言葉					

被疑者ノート（このページに記入してください）

とりしらべ日		年 月 日 ()		てんこう候	☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ その他 ()	
じ時かん間	第1回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第2回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第3回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
とりしらべかん取調官のしめい氏名						
とりしらべじこう取調事項		☐ 身上関係(生まれてからの身の ^み 上) ☐ 動機(事件を起こした理由) ☐ 犯行状況(どのような状況・態様で犯行を行ったのか) ☐ 共犯関係(共犯者との関係) ☐ 現場引き当たり ☐ 犯行再現 ☐ その他 ()				
		ぐたいてき具体的にどのようなことを取り調べられたのか				
		とりしらべかん取調官はどのような ^{てん} 点 ^{かんしん} に ^{しめ} 示 ^{して} いたか				
とりしらべほうほう取調方法	☐ なし ☐ あり もくひけん 黙秘権は告知されたか		※ あなたには黙秘権が保障されていますので、 ^{とりしらべかん} 取調官から ^{きようじゆつ} 供述を ^{せま} 迫られても、「黙秘します」と言って ^{きようじゆつ} 供述を ^{きよひ} 拒否できます。憲法38条1項：「何人も、自己に不利な供述を強要されない。」			
	☐ あり ろくが おこな録画が行われたか		☐ あり どのような ^{ばめん} 場面が ^{ろくが} 録画されたか		☐ その日の取調べの全部 ☐ その日の取調べの一部 ※ ^{とりしら} 取調べが ^{ろくが} 録画されることがあります。	
	☐ あり なが 殴られたり、蹴られることなどはあったか (暴行)		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
	☐ あり おど 脅されたり (脅迫)、侮辱されたりしたことはあったか		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
	☐ あり じはく 自白した方が利益になると言われたことはあったか (利益 ^{りえき} 誘導)		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
とりしらべかん取調官のたいど態	とりしらべかん取調官					
	たいど態	☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		
	いんしやうのこ印象に残った ^{とりしらべかん} 取調官の ^{たいど} 態度・言葉					

あ な た の 対 心	どのような対応をしたのか	☐ 黙秘（供述を拒否した） ☐ 否認（犯行を否定した） ☐ 一部否認（犯行を一部否定した） ☐ 自供（犯行を認めた）		
	とりしらべかん たい ぐたい 取調官に対し具体的にどのような供述をしたのか			
	ちょうしょ さくせい 調書を作成したか	☐ 事情聴取（メモ）のみ ☐ 作成途中 ☐ 文面は作成終了（ ）通		※ ページ数ではなく、調書の数を記載してください。
	よ 読み聞かせなど	☐ なし ☐ 取調官による読み聞かせがあった ☐ 調書を読ませてもらった		※ 調書はあなたの目でじっくり読むようにしてください。
	りかい 理解できたか	☐ 全く理解できなかった ☐ あまり理解できなかった ☐ だいたい理解できた ☐ 十分理解できた		
	ていせい もう い 訂正を申し入れたか	☐ 訂正を申し入れた ☐ 不満はあるが もう い 申し入れていない ☐ 申し入れていない		※ あなたは供述調書の記載内容を訂正することができます。刑事訴訟法198条4項：「前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」
	ていせい 訂正してくれたか	☐ 全く訂正してくれない ☐ 一部しか訂正してくれない ☐ すべて訂正してくれた		
	ちょうしょ しよめいおういん 調書の署名押印に おう 応じたのか	☐ 拒否 ☐ 応じた	※ 供述調書に署名押印することは、義務ではありません。内容の正誤・理由の有無にかかわらず、署名押印を拒否することができます。悩んだら、弁護人と相談したいと言って、弁護人を呼んでもらいましょう。刑事訴訟法198条5項：「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。」	
	りかい 理解できなかったり、 ふまん 不満がある てん 点は			
	ていせい 訂正されなかった てん 点は			
ちょうしょ さくせい 調書作成時の あなたの しんきよう 心境				
けんこうじょうたい 健康状態	☐ 悪い ☐ 悪いところはない	ぐたいてき 具体的な症状		
	うった 訴えたかど うか	☐ 取調官に訴えた りゆうちかんりがかり うった ☐ 留置管理係に訴えた とく うった ☐ 特に訴えていない ☐ その他（ ）	うった あと 対応 訴えた後の対応	☐ 何もしてくれなかった ☐ 薬をくれた ☐ 病院に連れて行ってくれた（医者を呼んでくれた） ☐ その他（ ）
べんごにん 弁護人について わだい 話題に な ったか	☐ 接見や弁護人のことを聞かれた ☐ 接見や弁護人のことは全く聞かれなかった ☐ 取調官のほうから弁護人の話をした			
	ぐたいてき 具体的な ない よ 内容			
その他（雑 談など）				

年 月 日 () 以上のとおりの取調べ状況であることに間違いありませんので、下に署名します。

※ 日付の記入と署名は忘れないでください。→

署名

被疑者ノート（このページに記入してください）

とりしらべ日		年 月 日 ()		てんこう候	☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ その他 ()	
じ時かん間	第1回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第2回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第3回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
とりしらべかん取調官のしめい氏名						
とりしらべじこう取調事項		☐ 身上関係(生まれてからの身の ^み 上) ☐ 動機(事件を起こした理由) ☐ 犯行状況(どのような状況・態様で犯行を行ったのか) ☐ 共犯関係(共犯者との関係) ☐ 現場引き当たり ☐ 犯行再現 ☐ その他 ()				
		ぐたいてき具体的にどのようなことを取り調べられたのか				
		とりしらべかん取調官はどのような ^{てん} 点 ^{かんしん} に ^{しめ} 示 ^{して} いたか				
とりしらべほうほう取調方法	☐ なし ☐ あり もくひけん 黙秘権は告知されたか		※ あなたには黙秘権が保障されていますので、 ^{とりしらべかん} 取調官から ^{きようじゆつ} 供述を ^{せま} 迫られても、「 ^{もくひ} 黙秘します」と ^い 言 ^{きようじゆつ} って ^{きよひ} 供述を ^{けんぽう} 拒否 ^{じよう} できます。憲法38条1項：「何人も、自 ^こ 己に ^{ふりえき} 不利益な ^{きようじゆつ} 供述を ^{きようじゆつ} 強要 ^{きようじゆつ} されない。」			
	☐ あり ろくが 録画が行われたか		☐ あり どのような ^{ばめん} 場面が ^{ろくが} 録画されたか		☐ その日の ^ひ 取調 ^{とりしら} への ^{ぜんぶ} 全部 ☐ その日の ^ひ 取調 ^{とりしら} への ^{いちぶ} 一部 ※ ^{とりしら} 取調 ^{ろくが} べが ^{ろくが} 録画 ^{ろくが} されることがあります。	
	☐ あり なが 殴られたり、蹴られることなどはあったか (暴行)		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
	☐ あり おど 脅されたり (脅迫)、侮辱されたりしたことはあったか		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
	☐ あり じはく 自白した方が利益になると言われたことはあったか (利益 ^{りえき} 誘導)		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
とりしらべかん取調官のたいど態	とりしらべかん取調官					
	たいど態	☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		
	いんしやうのこ印象に残った ^{とりしらべかん} 取調官の ^{たいど} 態度・ ^{ことば} 言葉					

あ な た の 対 心	どのような対応をしたのか	☐ 黙秘（供述を拒否した） ☐ 否認（犯行を否定した） ☐ 一部否認（犯行を一部否定した） ☐ 自供（犯行を認めた）		
	とりしらべかん たい ぐたい 取調官に対し具体的にどのような供述をしたのか			
	ちょうしょ さくせい 調書を作成したか	☐ 事情聴取（メモ）のみ ☐ 作成途中 ☐ 文面は作成終了（ ）通		※ ページ数ではなく、調書の数を記載してください。
	よ 読み聞かせなど	☐ なし ☐ 取調官による読み聞かせがあった ☐ 調書を読ませてもらった		※ 調書はあなたの目でじっくり読むようにしてください。
	りかい 理解できたか	☐ 全く理解できなかった ☐ あまり理解できなかった ☐ だいたい理解できた ☐ 十分理解できた		
	ていせい もう い 訂正を申し入れたか	☐ 訂正を申し入れた ☐ 不満はあるが もう 申し入れていない ☐ 申し入れていない		※ あなたは供述調書の記載内容を訂正することができます。刑事訴訟法 198 条 4 項：「前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」
	ていせい 訂正してくれたか	☐ 全く訂正してくれない ☐ 一部しか訂正してくれない ☐ すべて訂正してくれた		
	ちょうしょ しよめいおういん 調書の署名押印に おう 応じたのか	☐ 拒否 ☐ 応じた	※ 供述調書に署名押印することは、義務ではありません。内容の正誤・理由の有無にかかわらず、署名押印を拒否することができます。悩んだら、弁護人と相談したいと言って、弁護人を呼んでもらいましょう。刑事訴訟法 198 条 5 項：「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。」	
	りかい 理解できな かったり、 ふまん 不満がある 点			
	ていせい 訂正されな かった点			
ちょうしょさくせい 調書作成時 のあなたの 心境				
けんこうじょうたい 健康状態	☐ 悪い ☐ 悪いところはない	ぐたいてき 具体的な症状		
	うった 訴えたかど うか	☐ 取調官に訴えた りゆうちかんりがかり うった 留置管理係に訴えた とく うった 特に訴えていない ☐ その他（ ）	うった あと たいおう 訴えた後の対応	☐ 何もしてくれなかった ☐ 薬をくれた ☐ 病院に連れて行ってくれた（医者を呼んでくれた） ☐ その他（ ）
べんごにん 弁護人につ いて話題に なったか	☐ 接見や弁護人のことを聞かれた ☐ 接見や弁護人のことは全く聞かれなかった ☐ 取調官のほうから弁護人の話をした			
	ぐたいてき 具体的な 内容			
その他(雑 談など)				

年 月 日 ()

以上のおりの取調べ状況であることに間違いありませんので、下に署名します。

※ 日付の記入と署名は忘れないでください。→

署名

被疑者ノート（このページに記入してください）

とりしらべ日		年 月 日 ()		てんこう候	☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ その他 ()	
じ時かん間	第1回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第2回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第3回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
とりしらべかん取調官のしめい氏名						
とりしらべじこう取調事項		☐ 身上関係(生まれてからの身の ^み 上) ☐ 動機(事件を起こした理由) ☐ 犯行状況(どのような状況・態様で犯行を行ったのか) ☐ 共犯関係(共犯者との関係) ☐ 現場引き当たり ☐ 犯行再現 ☐ その他 ()				
		ぐたいてき具体的にどのようなことを取り調べられたのか				
		とりしらべかん取調官はどのような ^{てん} 点 ^{かんしん} に ^{しめ} 示 ^{して} いたか				
とりしらべほうほう取調方法	☐ なし ☐ あり もくひけん 黙秘権は告知されたか		※ あなたには黙秘権が保障されていますので、 ^{とりしらべかん} 取調官から ^{きようじゆつ} 供述を ^{せま} 迫られても、「 ^{もくひ} 黙秘します」と ^い 言 ^{きようじゆつ} って ^{きよひ} 供述を ^{けんぽう} 拒否 ^{じよう} できます。憲法38条1項：「何人も、自 ^こ 己に ^{ふりえき} 不利益な ^{きようじゆつ} 供述を ^{きようじゆつ} 強要 ^{きようじゆつ} されない。」			
	☐ あり ろくが 録画が行われたか		☐ あり どのような ^{ばめん} 場面が ^{ろくが} 録画されたか		☐ その日の ^ひ 取調 ^{とりしら} への ^{ぜんぶ} 全部 ☐ その日の ^ひ 取調 ^{とりしら} への ^{いちぶ} 一部 ※ ^{とりしら} 取調 ^{ろくが} べが ^{ろくが} 録画 ^{ろくが} されることがあります。	
	☐ あり なが 殴られたり、蹴られることなどはあったか (暴行)		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
	☐ あり おど 脅されたり (脅迫)、侮辱されたりしたことはあったか		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
	☐ あり じはく 自白した方が利益になると言われたことはあったか (利益 ^{りえき} 誘導)		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
とりしらべかん取調官のたいど態	とりしらべかん取調官					
	たいど態	☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		
	いんしやうのこ印象に残った ^{とりしらべかん} 取調官の ^{たいど} 態度・ ^{ことば} 言葉					

あ な た の 対 心	どのような対応をしたのか	☐ 黙秘（供述を拒否した） ☐ 否認（犯行を否定した） ☐ 一部否認（犯行を一部否定した） ☐ 自供（犯行を認めた）		
	とりしらべかん たい ぐたい 取調官に対し具体的にどのような供述をしたのか			
	ちょうしょ さくせい 調書を作成したか	☐ 事情聴取（メモ）のみ ☐ 作成途中 ☐ 文面は作成終了（ ）通		※ ページ数ではなく、調書の数を記載してください。
	よ 読み聞かせなど	☐ なし ☐ 取調官による読み聞かせがあった ☐ 調書を読ませてもらった		※ 調書はあなたの目でじっくり読むようにしてください。
	りかい 理解できたか	☐ 全く理解できなかった ☐ あまり理解できなかった ☐ だいたい理解できた ☐ 十分理解できた		
	ていせい もう い 訂正を申し入れたか	☐ 訂正を申し入れた ☐ 不満はあるが もう い 申し入れていない ☐ 申し入れていない		※ あなたは供述調書の記載内容を訂正することができます。刑事訴訟法 198 条 4 項：「前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせ、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」
	ていせい 訂正してくれたか	☐ 全く訂正してくれない ☐ 一部しか訂正してくれない ☐ すべて訂正してくれた		
	ちょうしょ しよめいおういん 調書の署名押印に おう 応じたのか	☐ 拒否 ☐ 応じた	※ 供述調書に署名押印することは、義務ではありません。内容の正誤・理由の有無にかかわらず、署名押印を拒否することができます。悩んだら、弁護人と相談したいと言って、弁護人を呼んでもらいましょう。刑事訴訟法 198 条 5 項：「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。」	
	りかい 理解できな かったり、 ふまん 不満がある てん 点は			
	ていせい 訂正されな かった点は			
ちょうしょさくせい 調書作成時 のあなたの しんきよう 心境				
けんこうじょうたい 健康状態	☐ 悪い ☐ 悪いところはない	ぐたいてき 具体的な症状		
	うった 訴えたかど うか	☐ 取調官に訴えた りゆうちかんりがかり うった 留置管理係に訴えた とく うった 特に訴えていない ☐ その他（ ）	うった あと たいおう 訴えた後の対応	☐ 何もしてくれなかった ☐ 薬をくれた ☐ 病院に連れて行ってくれた（医者を呼んでくれた） ☐ その他（ ）
べんごにん 弁護人につ いて話題に なったか	☐ 接見や弁護人のことを聞かれた ☐ 接見や弁護人のことは全く聞かれなかった ☐ 取調官のほうから弁護人の話をした			
	ぐたいてき 具体的な ないよう 内容			
その他（雑談など）				

年 月 日 () 以上のとおりの取調べ状況であることに間違いありませんので、下に署名します。

※ 日付の記入と署名は忘れないでください。→

署名

被疑者ノート（このページに記入してください）

とりしらべ日		年 月 日 ()		てんこう候	☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ その他 ()		
じ時かん間	第1回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
	第2回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
	第3回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
とりしらべかん取調官のしめい氏名							
とりしらべじこう取調事項		☐ 身上関係(生まれてからの身の ^み 上) ☐ 動機(事件を起こした理由) ☐ 犯行状況(どのような状況・態様で犯行を行ったのか) ☐ 共犯関係(共犯者との関係) ☐ 現場引き当たり ☐ 犯行再現 ☐ その他 ()					
		ぐたいてき具体的にどのようなことを取り調べられたのか					
		とりしらべかん取調官はどのような点に関心を示していたか					
とりしらべほうほう取調方法		☐ なし ☐ あり	※ あなたには黙秘権が保障されていますので、 <u>とりしらべかん取調官から供述を迫られても、「黙秘します」と言って供述を拒否できます。</u> 憲法38条1項：「何人も、自己に不利な供述を強要されない。」				
		☐ あり	どのような場面が録画されたか	☐ その日の取調べの全部 ☐ その日の取調べの一部	※ <u>とりしらべかん取調官が録画されることがあります。</u>		
		☐ あり	具体的な内容				
		☐ あり	具体的な内容				
		☐ あり	具体的な内容				
とりしらべかん取調官のたいど態		とりしらべかん取調官					
		たいど態	☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		
		いんしょうのこ印象に残ったとりしらべかん取調官のたいど態・言葉					

あ な た の 対 心	どのような対応をしたのか	☐ 黙秘（供述を拒否した） ☐ 否認（犯行を否定した） ☐ 一部否認（犯行を一部否定した） ☐ 自供（犯行を認めた）		
	とりしらべかん たい ぐたい 的にどのような供述をしたのか			
	ちょうしょ さくせい 調書を作成したか	☐ 事情聴取（メモ）のみ ☐ 作成途中 ☐ 文面は作成終了（ ）通		※ ページ数ではなく、調書の数を記載してください。
	よ 読み聞かせなど	☐ なし ☐ 取調官による読み聞かせがあった ☐ 調書を読ませてもらった		※ 調書はあなたの目でじっくり読むようにしてください。
	りかい 理解できたか	☐ 全く理解できなかった ☐ あまり理解できなかった ☐ だいたい理解できた ☐ 十分理解できた		
	ていせい もう い 訂正を申し入れたか	☐ 訂正を申し入れた ☐ 不満はあるが もう い 申し入れていない ☐ 申し入れていない		※ あなたは供述調書の記載内容を訂正することができます。刑事訴訟法198条4項：「前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」
	ていせい 訂正してくれたか	☐ 全く訂正してくれない ☐ 一部しか訂正してくれない ☐ すべて訂正してくれた		
	ちょうしょ しよめいおういん 調書の署名押印に おう 応じたのか	☐ 拒否 ☐ 応じた	※ 供述調書に署名押印することは、義務ではありません。内容の正誤・理由の有無にかかわらず、署名押印を拒否することができます。悩んだら、弁護人と相談したいと言って、弁護人を呼んでもらいましょう。刑事訴訟法198条5項：「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。」	
	りかい 理解できな かったり、 ふまん 不満がある てん 点は			
	ていせい 訂正されな かった点は			
ちょうしょさくせいじ 調書作成時 のあなたの しんきよう 心境				
けんこうじょうたい 健康状態	☐ 悪い ☐ 悪いところはない	ぐたいてき 具体的な症状		
	うった 訴えたかど うか	☐ 取調官に訴えた りゆうちかんりがかり うった ☐ 留置管理係に訴えた とく うった ☐ 特に訴えていない ☐ その他（ ）	うった あと 対応 訴えた後の対応	☐ 何もしてくれなかった ☐ 薬をくれた ☐ 病院に連れて行ってくれた（医者を呼んでくれた） ☐ その他（ ）
べんごにん 弁護人につ いて話題に なったか	☐ 接見や弁護人のことを聞かれた ☐ 接見や弁護人のことは全く聞かれなかった ☐ 取調官のほうから弁護人の話をした			
	ぐたいてき 具体的な ない よ 内容			
その他(雑 談など)				

年 月 日 ()

以上のおりの取調べ状況であることに間違いありませんので、下に署名します。

※ 日付の記入と署名は忘れないでください。→

署名

被疑者ノート（このページに記入してください）

とりしらべ日		年 月 日 ()		てんこう候	☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ その他 ()		
じ時かん間	第1回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
	第2回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
	第3回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
とりしらべかん取調官のしめい氏名							
とりしらべこう取調事項		☐ 身上関係(生まれてからの身の ^み 上) ☐ 動機(事件を起こした理由) ☐ 犯行状況(どのような状況・態様で犯行を行ったのか) ☐ 共犯関係(共犯者との関係) ☐ 現場引き当たり ☐ 犯行再現 ☐ その他 ()					
		ぐたいてき具体的などのようなことを取り調べられたのか					
		とりしらべかん取調官はどのような点に関心を示していたか					
とりしらべほう取調方法		☐ なし ☐ あり もくひけん 黙秘権は告知されたか	※ あなたには黙秘権が保障されていますので、とりしらべかん取調官から供述を迫られても、「黙秘します」と言って供述を拒否できます。憲法38条1項：「何人も、自己に不利な供述を強要されない。」				
		☐ あり ろくが 録画が行われたか	☐ あり どのような場面が録画されたか		☐ その日の取調べの全部 ☐ その日の取調べの一部		※ とりしらべかん取調官が録画されることがあります。
		☐ あり なぐ 殴られたり、蹴られることなどはあったか(暴行)	☐ あり ぐたいてき具体的な内容				
		☐ あり おど 脅されたり(脅迫)、侮辱されたりしたことはあったか	☐ あり ぐたいてき具体的な内容				
		☐ あり じはく 自白した方が利益になると言われたことはあったか(利益誘導)	☐ あり ぐたいてき具体的な内容				
とりしらべかん取調官のたいど態		とりしらべかん取調官					
		たいど態	☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		
		いんしょうのこ印象に残ったとりしらべかん取調官のたいど態・言葉					

あなたのお心 の対	どのような対応をしたのか	☐ 黙秘（供述を拒否した） ☐ 否認（犯行を否定した） ☐ 一部否認（犯行を一部否定した） ☐ 自供（犯行を認めた）		
	とりしらべかん たい ぐたい 取調官に対し具体的にどのような供述をしたのか			
	ちょうしょ さくせい 調書を作成したか	☐ 事情聴取（メモ）のみ ☐ 作成途中 ☐ 文面は作成終了（ ）通		※ ページ数ではなく、調書の数を記載してください。
	よ 読み聞かせなど	☐ なし ☐ 取調官による読み聞かせがあった ☐ 調書を読ませてもらった		※ 調書はあなたの目でじっくり読むようにしてください。
	りかい 理解できたか	☐ 全く理解できなかった ☐ あまり理解できなかった ☐ だいたい理解できた ☐ 十分理解できた		
	ていせい もう い 訂正を申し入れたか	☐ 訂正を申し入れた ☐ 不満はあるが もう 申し入れていない ☐ 申し入れていない		※ あなたは供述調書の記載内容を訂正することができます。刑事訴訟法198条4項：「前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」
	ていせい 訂正してくれたか	☐ 全く訂正してくれない ☐ 一部しか訂正してくれない ☐ すべて訂正してくれた		
	ちょうしょ しよめいおういん 調書の署名押印に おう 応じたのか	☐ 拒否 ☐ 応じた	※ 供述調書に署名押印することは、義務ではありません。内容の正誤・理由の有無にかかわらず、署名押印を拒否することができます。悩んだら、弁護人と相談したいと言って、弁護人を呼んでもらいましょう。刑事訴訟法198条5項：「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。」	
	りかい 理解できなかったり、 ふまん 不満がある てん 点は			
	ていせい 訂正されなかった点は			
ちょうしょさくせい 調書作成時のあなたの しんきよう 心境				
けんこうじょうたい 健康状態	☐ 悪い ☐ 悪いところはない	ぐたいてき 具体的な症状		
	うった 訴えたかどうか	☐ 取調官に訴えた りゆうちかんりがかり うった 留置管理係に訴えた とく うった 特に訴えていない ☐ その他（ ）	うった あと たいおう 訴えた後の対応	☐ 何もしてくれなかった ☐ 薬をくれた ☐ 病院に連れて行ってくれた（医者を呼んでくれた） ☐ その他（ ）
べんごにん 弁護人について話 なになったか	☐ 接見や弁護人のことを聞かれた ☐ 接見や弁護人のことは全く聞かれなかった ☐ 取調官のほうから弁護人の話をした			
	ぐたいてき 具体的な ない 内容			
その他（雑談など）				

年 月 日 ()

以上のおおりのとりのとりの取調べ状況であることに間違いありませんので、下に署名します。

※ 日付の記入と署名は忘れないでください。→

署名

被疑者ノート（このページに記入してください）

とりしらべ日		年 月 日 ()		てんこう候	☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ その他 ()	
じ時かん間	第1回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第2回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第3回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
とりしらべかん取調官のしめい氏名						
とりしらべじこう取調事項		☐ 身上関係(生まれてからの身の ^み 上) ☐ 動機(事件を起こした理由) ☐ 犯行状況(どのような状況・態様で犯行を行ったのか) ☐ 共犯関係(共犯者との関係) ☐ 現場引き当たり ☐ 犯行再現 ☐ その他 ()				
		ぐたいてき具体的にどのようなことを取り調べられたのか				
		とりしらべかん取調官はどのような ^{てん} 点 ^{かんしん} に ^{しめ} 示 ^{して} いたか				
とりしらべほうほう取調方法	☐ なし ☐ あり もくひけん 黙秘権は告知されたか		※ あなたには黙秘権が保障されていますので、 ^{とりしらべかん} 取調官から ^{きようじゆつ} 供述を ^{せま} 迫られても、「黙秘します」と言って ^{きようじゆつ} 供述を ^{きよひ} 拒否できます。憲法38条1項：「何人も、自己に不利な供述を強要されない。」			
	☐ あり ろくが おこな録画が行われたか		☐ あり どのような ^{ばめん} 場面が ^{ろくが} 録画されたか		☐ その日の取調べの全部 ☐ その日の取調べの一部 ※ ^{とりしら} 取調べが ^{ろくが} 録画されることがあります。	
	☐ あり なが 段られたり、蹴られることなどはあったか (暴行)		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
	☐ あり おど 脅されたり (脅迫)、侮辱されたりしたことはあったか		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
	☐ あり じはく 自白した方が利益になると言われたことはあったか (利益 ^{りえき} 誘導)		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
とりしらべかん取調官のたいど態	とりしらべかん取調官					
	たいど態	☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		
	いんしやうのこ印象に残った ^{とりしらべかん} 取調官の ^{たいど} 態度・言葉					

あ な た の 対 心	どのような対応をしたのか	☐ 黙秘（供述を拒否した） ☐ 否認（犯行を否定した） ☐ 一部否認（犯行を一部否定した） ☐ 自供（犯行を認めた）		
	とりしらべかん たい ぐたい 取調官に対し具体的にどのような供述をしたのか			
	ちょうしょ さくせい 調書を作成したか	☐ 事情聴取（メモ）のみ ☐ 作成途中 ☐ 文面は作成終了（ ）通		※ ページ数ではなく、調書の数を記載してください。
	よ 読み聞かせなど	☐ なし ☐ 取調官による読み聞かせがあった ☐ 調書を読ませてもらった		※ 調書はあなたの目でじっくり読むようにしてください。
	りかい 理解できたか	☐ 全く理解できなかった ☐ あまり理解できなかった ☐ だいたい理解できた ☐ 十分理解できた		
	ていせい もう い 訂正を申し入れたか	☐ 訂正を申し入れた ☐ 不満はあるが もう 申し入れていない ☐ 申し入れていない		※ あなたは供述調書の記載内容を訂正することができます。刑事訴訟法 198 条 4 項：「前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」
	ていせい 訂正してくれたか	☐ 全く訂正してくれない ☐ 一部しか訂正してくれない ☐ すべて訂正してくれた		
	ちょうしょ しよめいおういん 調書の署名押印に おう 応じたのか	☐ 拒否 ☐ 応じた	※ 供述調書に署名押印することは、義務ではありません。内容の正誤・理由の有無にかかわらず、署名押印を拒否することができます。悩んだら、弁護人と相談したいと言って、弁護人を呼んでもらいましょう。刑事訴訟法 198 条 5 項：「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。」	
	りかい 理解できな かったり、 ふまん 不満がある てん 点は			
	ていせい 訂正されな かった点は			
ちょうしょさくせい 調書作成時 のあなたの しんきよう 心境				
けんこうじょうたい 健康状態	☐ 悪い ☐ 悪いところはない	ぐたいてき 具体的な症状		
	うった 訴えたかど うか	☐ 取調官に訴えた りゆうちかんりがかり うった 留置管理係に訴えた とく うった 特に訴えていない ☐ その他（ ）	うった あと たいおう 訴えた後の対応	☐ 何もしてくれなかった ☐ 薬をくれた ☐ 病院に連れて行ってくれた（医者を呼んでくれた） ☐ その他（ ）
べんごにん 弁護人につ いて話題に なったか	☐ 接見や弁護人のことを聞かれた ☐ 接見や弁護人のことは全く聞かれなかった ☐ 取調官のほうから弁護人の話をした			
	ぐたいてき 具体的な ないよう 内容			
その他（雑 談など）				

年 月 日 () 以上のとおりの取調べ状況であることに間違いありませんので、下に署名します。

※ 日付の記入と署名は忘れないでください。→

署名

被疑者ノート（このページに記入してください）

とりしらべ日		年 月 日 ()		てんこう候	☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ その他 ()	
じ時かん間	第1回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第2回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第3回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
とりしらべかん取調官のしめい氏名						
とりしらべこう取調事項		☐ 身上関係(生まれてからの身の ^み 上) ☐ 動機(事件を起こした理由) ☐ 犯行状況(どのような状況・態様で犯行を行ったのか) ☐ 共犯関係(共犯者との関係) ☐ 現場引き当たり ☐ 犯行再現 ☐ その他 ()				
		ぐたいてき具体的にどのようなことを取り調べられたのか				
		とりしらべかん取調官はどのような点に関心を示していたか				
とりしらべほう取調方法		☐ なし ☐ あり もくひけん 黙秘権は告知されたか	※ あなたには黙秘権が保障されていますので、とりしらべかん取調官から供述を迫られても、「黙秘します」と言って供述を拒否できます。憲法38条1項：「何人も、自己に不利な供述を強要されない。」			
		☐ あり ろくが 録画が行われたか	☐ あり どのような場面が録画されたか	☐ その日の取調べの全部 ☐ その日の取調べの一部	※ とりしらべかん取調官が録画されることがあります。	
		☐ あり ぐたいたてき具体的な内容 ぐたいたてき具体的な内容 ぐたいたてき具体的な内容				
		☐ あり ぐたいたてき具体的な内容 ぐたいたてき具体的な内容				
		☐ あり ぐたいたてき具体的な内容 ぐたいたてき具体的な内容				
とりしらべかん取調官のたいど態		とりしらべかん取調官				
		たいど態	☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()	
		いんしょうのこ印象に残ったとりしらべかん取調官のたいど態・言葉				

あなたのお心 の対応	どのような対応をしたのか	☐ 黙秘（供述を拒否した） ☐ 否認（犯行を否定した） ☐ 一部否認（犯行を一部否定した） ☐ 自供（犯行を認めた）		
	とりしらべかんたいぐたいで 取調官に対し具体的に どのような供述をしたのか			
	ちょうしょさくせい 調書を作成したか	☐ 事情聴取（メモ）のみ ☐ 作成途中 ☐ 文面は作成終了（ ）通		※ ページ数ではなく、調書の数を記載してください。
	よ読みきかせなど	☐ なし ☐ 取調官による読み聞かせがあった ☐ 調書を読ませてもらった		※ 調書はあなたの目でじっくり読むようにしてください。
	りかい 理解できたか	☐ 全く理解できなかった ☐ あまり理解できなかった ☐ だいたい理解できた ☐ 十分理解できた		
	ていせいもうい 訂正を申し入れたか	☐ 訂正を申し入れた ☐ 不満はあるが 申し入れていない ☐ 申し入れていない	※ あなたは供述調書の記載内容を訂正することができます。刑事訴訟法198条4項：「前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」	
	ていせい 訂正してくれたか	☐ 全く訂正してくれない ☐ 一部しか訂正してくれない ☐ すべて訂正してくれた		
	ちょうしょしよめいおういん 調書の署名押印におう 応じたのか	☐ 拒否 ☐ 応じた	※ 供述調書に署名押印することは、義務ではありません。内容の正誤・理由の有無にかかわらず、署名押印を拒否することができます。悩んだら、弁護人と相談したいと言って、弁護人を呼んでもらいましょう。刑事訴訟法198条5項：「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。」	
	りかい 理解できなかったり、 ふまん 不満がある 点			
	ていせい 訂正されなかった点			
ちょうしょさくせい 調書作成時の あなたの 心境				
けんこうじょうたい 健康状態	☐ 悪い ☐ 悪いところはない	ぐたいてき 具体的な症状		
	うった 訴えたかど うか	☐ 取調官に訴えた ☐ 留置管理係に訴えた ☐ 特に訴えていない ☐ その他（ ）	うった 訴えた後の対応	☐ 何もしてくれなかった ☐ 薬をくれた ☐ 病院に連れて行ってくれた（医者を呼んでくれた） ☐ その他（ ）
べんごにん 弁護人について 話題になったか	☐ 接見や弁護人のことを聞かれた ☐ 接見や弁護人のことは全く聞かれなかった ☐ 取調官のほうから弁護人の話をした			
	ぐたいてき 具体的な 内容			
その他（雑談など）				

年 月 日 ()

以上のおおりのとりのとりの取調べ状況であることに間違いありませんので、下に署名します。

※ 日付の記入と署名は忘れないでください。→

署名

被疑者ノート（このページに記入してください）

とりしらべ日		年 月 日 ()		てんこう候	☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ その他 ()		
じ時かん間	第1回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
	第2回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
	第3回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
とりしらべかん取調官のしめい氏名							
とりしらべじこう取調事項		☐ 身上関係(生まれてからの身の ^み 上) ☐ 動機(事件を起こした理由) ☐ 犯行状況(どのような状況・態様で犯行を行ったのか) ☐ 共犯関係(共犯者との関係) ☐ 現場引き当たり ☐ 犯行再現 ☐ その他 ()					
		ぐたいてき具体的にどのようなことを取り調べられたのか					
		とりしらべかん取調官はどのような点に関心を示していたか					
とりしらべほうほう取調方法		☐ なし ☐ あり もくひけん 黙秘権は告知されたか	※ あなたには黙秘権が保障されていますので、とりしらべかん取調官から供述を迫られても、「黙秘します」と言って供述を拒否できます。憲法38条1項：「何人も、自己に不利な供述を強要されない。」				
		☐ あり ろくが 録画が行われたか	☐ あり どのような場面が録画されたか		☐ その日の取調べの全部 ☐ その日の取調べの一部		※ とりしらべかん取調官が録画されることがあります。
		☐ あり なぐ 殴られたり、蹴られることなどはあったか(暴行)	☐ あり ぐたいてき 具体的な内容				
		☐ あり おど 脅されたり(脅迫)、侮辱されたりしたことはあったか	☐ あり ぐたいてき 具体的な内容				
		☐ あり じはく 自白した方が利益になると言われたことはあったか(利益誘導)	☐ あり ぐたいてき 具体的な内容				
とりしらべかん取調官のたいど態度		とりしらべかん取調官					
		たいど 態度	☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		
		いんしょうのこ 印象に残ったとりしらべかん取調官のたいど 態度・言葉					

あなたのお心 の対応	どのような対応をしたのか	☐ 黙秘（供述を拒否した） ☐ 否認（犯行を否定した） ☐ 一部否認（犯行を一部否定した） ☐ 自供（犯行を認めた）		
	とりしらべかん たい ぐたい 取調官に対し具体的にどのような供述をしたのか			
	ちょうしょ さくせい 調書を作成したか	☐ 事情聴取（メモ）のみ ☐ 作成途中 ☐ 文面は作成終了（ ）通		※ ページ数ではなく、調書の数を記載してください。
	よ 読み聞かせなど	☐ なし ☐ 取調官による読み聞かせがあった ☐ 調書を読ませてもらった		※ 調書はあなたの目でじっくり読むようにしてください。
	りかい 理解できたか	☐ 全く理解できなかった ☐ あまり理解できなかった ☐ だいたい理解できた ☐ 十分理解できた		
	ていせい もう い 訂正を申し入れたか	☐ 訂正を申し入れた ☐ 不満はあるが もう 申し入れていない ☐ 申し入れていない		※ あなたは供述調書の記載内容を訂正することができます。刑事訴訟法198条4項：「前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」
	ていせい 訂正してくれたか	☐ 全く訂正してくれない ☐ 一部しか訂正してくれない ☐ すべて訂正してくれた		
	ちょうしょ しよめいおういん 調書の署名押印に おう 応じたのか	☐ 拒否 ☐ 応じた	※ 供述調書に署名押印することは、義務ではありません。内容の正誤・理由の有無にかかわらず、署名押印を拒否することができます。悩んだら、弁護人と相談したいと言って、弁護人を呼んでもらいましょう。刑事訴訟法198条5項：「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。」	
	りかい 理解できなかったり、 ふまん 不満がある てん 点は			
	ていせい 訂正されなかった点は			
ちょうしょさくせい 調書作成時のあなたの しんきよう 心境				
けんこうじょうたい 健康状態	☐ 悪い ☐ 悪いところはない	ぐたいてき 具体的な症状		
	うった 訴えたかどうか	☐ 取調官に訴えた りゆうちかんりがかり うった 留置管理係に訴えた とく うった 特に訴えていない ☐ その他（ ）	うった あと たいおう 訴えた後の対応	☐ 何もしてくれなかった ☐ 薬をくれた ☐ 病院に連れて行ってくれた（医者を呼んでくれた） ☐ その他（ ）
べんごにん 弁護人について話 になったか	☐ 接見や弁護人のことを聞かれた ☐ 接見や弁護人のことは全く聞かれなかった ☐ 取調官のほうから弁護人の話をした			
	ぐたいてき 具体的な ない 内容			
その他（雑談など）				

年 月 日 () 以上のとおりの取調べ状況であることに間違いありませんので、下に署名します。

※ 日付の記入と署名は忘れないでください。→ 署名

被疑者ノート（このページに記入してください）

とりしらべ日		年 月 日 ()		てんこう候	☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ その他 ()	
じ時かん間	第1回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第2回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第3回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
とりしらべかん取調官のしめい氏名						
とりしらべじこう取調事項		☐ 身上関係(生まれてからの身の ^み 上) ☐ 動機(事件を起こした理由) ☐ 犯行状況(どのような状況・態様で犯行を行ったのか) ☐ 共犯関係(共犯者との関係) ☐ 現場引き当たり ☐ 犯行再現 ☐ その他 ()				
		ぐたいてき具体的にどのようなことを取り調べられたのか				
		とりしらべかん取調官はどのような ^{てん} 点 ^{かんしん} に ^{しめ} 示 ^{して} いたか				
とりしらべほうほう取調方法	☐ なし ☐ あり もくひけん 黙秘権は告知されたか		※ あなたには黙秘権が保障されていますので、 ^{とりしらべかん} 取調官から ^{きようじゆつ} 供述を ^{せま} 迫られても、「 ^{もくひ} 黙秘します」と ^い 言 ^{きようじゆつ} って ^{きよひ} 供述を ^{けんぽう} 拒否 ^{じよう} できます。憲法38条1項：「何人も、 ^じ 自己に ^{ふりえき} 不利益な ^{きようじゆつ} 供述を ^{きようじゆつ} 強要 ^{きようじゆつ} されない。」			
	☐ あり ろくが 録画が行われたか		☐ あり どのような ^{ばめん} 場面が ^{ろくが} 録画されたか		☐ その日の ^ひ 取調 ^{とりしら} への ^{ぜんぶ} 全部 ☐ その日の ^ひ 取調 ^{とりしら} への ^{いちぶ} 一部 ※ ^{とりしら} 取調 ^{ろくが} べが ^{ろくが} 録画 ^{ろくが} されることがあります。	
	☐ あり なが 殴られたり、蹴られることなどはあったか (暴行)		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
	☐ あり おど 脅されたり (脅迫)、侮辱されたりしたことはあったか		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
	☐ あり じはく 自白した方が利益になると言われたことはあったか (利益 ^{りえき} 誘導)		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
とりしらべかん取調官のたいど態	とりしらべかん取調官					
	たいど態	☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		
	いんしやうのこ印象に残った ^{とりしらべかん} 取調官の ^{たいど} 態度・ ^{ことば} 言葉					

あなたのお心 の対応	どのような対応をしたのか	☐ 黙秘（供述を拒否した） ☐ 否認（犯行を否定した） ☐ 一部否認（犯行を一部否定した） ☐ 自供（犯行を認めた）		
	とりしらべかん たい ぐたい 取調官に対し具体的にどのような供述をしたのか			
	ちょうしょ さくせい 調書を作成したか	☐ 事情聴取（メモ）のみ ☐ 作成途中 ☐ 文面は作成終了（ ）通		※ ページ数ではなく、調書の数を記載してください。
	よ 読み聞かせなど	☐ なし ☐ 取調官による読み聞かせがあった ☐ 調書を読ませてもらった		※ 調書はあなたの目でじっくり読むようにしてください。
	りかい 理解できたか	☐ 全く理解できなかった ☐ あまり理解できなかった ☐ だいたい理解できた ☐ 十分理解できた		
	ていせい もう い 訂正を申し入れたか	☐ 訂正を申し入れた ☐ 不満はあるが もう 申し入れていない ☐ 申し入れていない	※ あなたは供述調書の記載内容を訂正することができます。刑事訴訟法 198 条 4 項：「前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」	
	ていせい 訂正してくれたか	☐ 全く訂正してくれない ☐ 一部しか訂正してくれない ☐ すべて訂正してくれた		
	ちょうしょ しよめいおういん 調書の署名押印におう 応じたのか	☐ 拒否 ☐ 応じた	※ 供述調書に署名押印することは、義務ではありません。内容の正誤・理由の有無にかかわらず、署名押印を拒否することができます。悩んだら、弁護人と相談したいと言って、弁護人を呼んでもらいましょう。刑事訴訟法 198 条 5 項：「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。」	
	りかい 理解できなかったり、 ふまん 不満がある 点			
	ていせい 訂正されなかった点			
ちょうしょさくせい 調書作成時のあなたの 心境				
けんこうじょうたい 健康状態	わる ☐ 悪い ☐ 悪いところはない	ぐたいてき 具体的な症状		
	うった 訴えたかど うか	☐ 取調官に訴えた りゆうちかんりがかり うった ☐ 留置管理係に訴えた とく うった ☐ 特に訴えていない ☐ その他（ ）	うった 訴えた後の対応	☐ 何もしてくれなかった ☐ 薬をくれた ☐ 病院に連れて行ってくれた（医者を呼んでくれた） ☐ その他（ ）
べんごにん 弁護人について話 になったか	☐ 接見や弁護人のことを聞かれた ☐ 接見や弁護人のことは全く聞かれなかった ☐ 取調官のほうから弁護人の話をした			
	ぐたいてき 具体的な 内容			
その他（雑 談など）				

年 月 日 ()

以上のおおりのとりのとりの取調べ状況であることに間違いありませんので、下に署名します。

※ 日付の記入と署名は忘れないでください。→

署名

被疑者ノート（このページに記入してください）

とりしらべ日		年 月 日 ()		てんこう候	☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ その他 ()	
じ時かん間	第1回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第2回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第3回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
とりしらべかん取調官のしめい氏名						
とりしらべじこう取調事項		☐ 身上関係(生まれてからの身の ^み 上) ☐ 動機(事件を起こした理由) ☐ 犯行状況(どのような状況・態様で犯行を行ったのか) ☐ 共犯関係(共犯者との関係) ☐ 現場引き当たり ☐ 犯行再現 ☐ その他 ()				
		ぐたいてき具体的にどのようなことを取り調べられたのか				
		とりしらべかん取調官はどのような ^{てん} 点に ^{かんしん} しめに関心を示していたか				
とりしらべほうほう取調方法	☐ なし ☐ あり もくひけん 黙秘権は告知されたか		※ あなたには黙秘権が保障されていますので、とりしらべかん取調官から供述を迫られても、「黙秘します」と言って供述を拒否できます。憲法38条1項：「何人も、自己に不利な供述を強要されない。」			
	☐ あり ろくが 録画が行われたか		☐ あり どのような場面が録画されたか		☐ その日の取調べの全部 ☐ その日の取調べの一部	
	☐ あり なが 殴られたり、蹴られることなどはあったか(暴行)		☐ あり ぐたいてき 具体的な内容			
	☐ あり おど 脅されたり(脅迫)、侮辱されたりしたことはあったか		☐ あり ぐたいてき 具体的な内容			
	☐ あり じはく 自白した方が利益になると言われたことはあったか(利益誘導)		☐ あり ぐたいてき 具体的な内容			
とりしらべかん取調官のたいど態	とりしらべかん取調官					
	たいど態	☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		
	いんしょうのこ印象に残ったとりしらべかん取調官のたいど態・言葉					

あなたのお心 の対応	どのような対応をしたのか	☐ 黙秘（供述を拒否した） ☐ 否認（犯行を否定した） ☐ 一部否認（犯行を一部否定した） ☐ 自供（犯行を認めた）		
	とりしらべかんたいぐたいで 取調官に対し具体的に どのような供述をしたのか			
	ちょうしょさくせい 調書を作成したか	☐ 事情聴取（メモ）のみ ☐ 作成途中 ☐ 文面は作成終了（ ）通		※ ページ数ではなく、調書の数を記載してください。
	よ読みきかせなど	☐ なし ☐ 取調官による読み聞かせがあった ☐ 調書を読ませてもらった		※ 調書はあなたの目でじっくり読むようにしてください。
	りかい 理解できたか	☐ 全く理解できなかった ☐ あまり理解できなかった ☐ だいたい理解できた ☐ 十分理解できた		
	ていせいもうい 訂正を申し入れたか	☐ 訂正を申し入れた ☐ 不満はあるが もう申し入れていない ☐ 申し入れていない		※ あなたは供述調書の記載内容を訂正することができます。刑事訴訟法198条4項：「前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」
	ていせい 訂正してくれたか	☐ 全く訂正してくれない ☐ 一部しか訂正してくれない ☐ すべて訂正してくれた		
	ちょうしょしよめいおういん 調書の署名押印に お応じたのか	☐ 拒否 ☐ 応じた	※ 供述調書に署名押印することは、義務ではありません。内容の正誤・理由の有無にかかわらず、署名押印を拒否することができます。悩んだら、弁護人と相談したいと言って、弁護人を呼んでもらいましょう。刑事訴訟法198条5項：「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。」	
	りかい 理解できな かったり、 ふまん 不満がある 点			
	ていせい 訂正されな かった点			
ちょうしょさくせい 調書作成時 のあなたの 心境				
けんこうじょうたい 健康状態	☐ 悪い ☐ 悪いところはない	ぐたいてき 具体的な症状		
	うった 訴えたかど うか	☐ 取調官に訴えた りゆうちかんりがかりうった 留置管理係に訴えた とくうった 特に訴えていない ☐ その他（ ）	うったあと 訴えた後の対応	☐ 何もしてくれなかった ☐ 薬をくれた ☐ 病院に連れて行ってくれた（医者を呼んでくれた） ☐ その他（ ）
べんごにん 弁護人につ いて話題に なったか	☐ 接見や弁護人のことを聞かれた ☐ 接見や弁護人のことは全く聞かれなかった ☐ 取調官のほうから弁護人の話をした			
	ぐたいてき 具体的な 内容			
その他（雑 談など）				

年 月 日 ()

以上のおりの取調べ状況であることに間違いありませんので、下に署名します。

※ 日付の記入と署名は忘れないでください。→

署名

被疑者ノート（このページに記入してください）

とりしらべ日		年 月 日 ()		てんこう候	☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ その他 ()	
じ時かん間	第1回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第2回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第3回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
とりしらべかん取調官のしめい氏名						
とりしらべこう取調事項		☐ 身上関係(生まれてからの身の ^み 上) ☐ 動機(事件を起こした理由) ☐ 犯行状況(どのような状況・態様で犯行を行ったのか) ☐ 共犯関係(共犯者との関係) ☐ 現場引き当たり ☐ 犯行再現 ☐ その他 ()				
		ぐたいてき具体的にどのようなことを取り調べられたのか				
		とりしらべかん取調官はどのような点に関心を示していたか				
とりしらべほう取調方法	☐ なし ☐ あり もくひけん 黙秘権は告知されたか		※ あなたには黙秘権が保障されていますので、とりしらべかん取調官から供述を迫られても、「黙秘します」と言って供述を拒否できます。憲法38条1項：「何人も、自己に不利な供述を強要されない。」			
	☐ あり ろくが 録画が行われたか		☐ あり どのような場面が録画されたか		☐ その日の取調べの全部 ☐ その日の取調べの一部	
	☐ あり ぐたいたてき具体的な内容 ぐたいたてき具体的な内容 ぐたいたてき具体的な内容					
	☐ あり ぐたいたてき具体的な内容 ぐたいたてき具体的な内容					
	☐ あり ぐたいたてき具体的な内容 ぐたいたてき具体的な内容					
とりしらべかん取調官のたいど態	とりしらべかん取調官					
	たいど態	☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		
	いんしょうのこ印象に残ったとりしらべかん取調官のたいど態・言葉					

あ な た の 対 心	どのような対応をしたのか	☐ 黙秘（供述を拒否した） ☐ 否認（犯行を否定した） ☐ 一部否認（犯行を一部否定した） ☐ 自供（犯行を認めた）		
	とりしらべかん たい ぐたい 取調官に対し具体的にどのような供述をしたのか			
	ちょうしょ さくせい 調書を作成したか	☐ 事情聴取（メモ）のみ ☐ 作成途中 ☐ 文面は作成終了（ ）通		※ ページ数ではなく、調書の数を記載してください。
	よ 読み聞かせなど	☐ なし ☐ 取調官による読み聞かせがあった ☐ 調書を読ませてもらった		※ 調書はあなたの目でじっくり読むようにしてください。
	りかい 理解できたか	☐ 全く理解できなかった ☐ あまり理解できなかった ☐ だいたい理解できた ☐ 十分理解できた		
	ていせい もう い 訂正を申し入れたか	☐ 訂正を申し入れた ☐ 不満はあるが もう い 申し入れていない ☐ 申し入れていない		※ あなたは供述調書の記載内容を訂正することができます。刑事訴訟法198条4項：「前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」
	ていせい 訂正してくれたか	☐ 全く訂正してくれない ☐ 一部しか訂正してくれない ☐ すべて訂正してくれた		
	ちょうしょ しよめいおういん 調書の署名押印に おう 応じたのか	☐ 拒否 ☐ 応じた	※ 供述調書に署名押印することは、義務ではありません。内容の正誤・理由の有無にかかわらず、署名押印を拒否することができます。悩んだら、弁護人と相談したいと言って、弁護人を呼んでもらいましょう。刑事訴訟法198条5項：「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。」	
	りかい 理解できな かったり、 ふまん 不満がある てん 点は			
	ていせい 訂正されな かった点は			
ちょうしょさくせい 調書作成時 のあなたの しんきよう 心境				
けんこうじょうたい 健康状態	☐ 悪い ☐ 悪いところはない	ぐたいてき 具体的な症状		
	うった 訴えたかど うか	☐ 取調官に訴えた りゆうちかんりがかり うった 留置管理係に訴えた とく うった 特に訴えていない ☐ その他（ ）	うった あと たいおう 訴えた後の対応	☐ 何もしてくれなかった ☐ 薬をくれた ☐ 病院に連れて行ってくれた（医者を呼んでくれた） ☐ その他（ ）
べんごにん 弁護人につ いて話題に なったか	☐ 接見や弁護人のことを聞かれた ☐ 接見や弁護人のことは全く聞かれなかった ☐ 取調官のほうから弁護人の話をした			
	ぐたいてき 具体的な ないよう 内容			
その他(雑 談など)				

年 月 日 () 以上のとおりの取調べ状況であることに間違いありませんので、下に署名します。

※ 日付の記入と署名は忘れないでください。→

署名

被疑者ノート（このページに記入してください）

とりしらべ日		年 月 日 ()		てんこう候	☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ その他 ()	
じ時かん間	第1回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第2回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第3回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
とりしらべかん取調官のしめい氏名						
とりしらべじこう取調事項		☐ 身上関係(生まれてからの身の ^み 上) ☐ 動機(事件を起こした理由) ☐ 犯行状況(どのような状況・態様で犯行を行ったのか) ☐ 共犯関係(共犯者との関係) ☐ 現場引き当たり ☐ 犯行再現 ☐ その他 ()				
		ぐたいてき具体的にどのようなことを取り調べられたのか				
		とりしらべかん取調官はどのような ^{てん} 点 ^{かんしん} に ^{しめ} 示 ^{して} いたか				
とりしらべほうほう取調方法	☐ なし ☐ あり もくひけん 黙秘権は告知されたか		※ あなたには黙秘権が保障されていますので、 ^{とりしらべかん} 取調官から ^{きようじゆつ} 供述を ^{せま} 迫られても、「黙秘します」と言って ^{きようじゆつ} 供述を ^{きよひ} 拒否できます。憲法38条1項：「何人も、自己に不利な供述を強要されない。」			
	☐ あり ろくが 録画が行われたか		☐ あり どのような ^{ばめん} 場面が ^{ろくが} 録画されたか		☐ その日の取調べの全部 ☐ その日の取調べの一部 ※ ^{とりしら} 取調べが ^{ろくが} 録画されることがあります。	
	☐ あり なが 殴られたり、蹴られることなどはあったか (暴行)		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
	☐ あり おど 脅されたり (脅迫)、侮辱されたりしたことはあったか		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
	☐ あり じはく 自白した方が利益になると言われたことはあったか (利益 ^{りえき} 誘導)		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
とりしらべかん取調官のたいど態	とりしらべかん取調官					
	たいど態	☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		
	いんしやうのこ印象に残った ^{とりしらべかん} 取調官の ^{たいど} 態度・言葉					

あなたのお心 の対応	どのような対応をしたのか	☐ 黙秘（供述を拒否した） ☐ 否認（犯行を否定した） ☐ 一部否認（犯行を一部否定した） ☐ 自供（犯行を認めた）		
	とりしらべかんたいぐたいて 取調官に対し具体的にどのような供述をしたのか			
	ちょうしょさくせい 調書を作成したか	☐ 事情聴取（メモ）のみ ☐ 作成途中 ☐ 文面は作成終了（ ）通		※ ページ数ではなく、調書の数を記載してください。
	よ読みきかせなど 読み聞かせなど	☐ なし ☐ 取調官による読み聞かせがあった ☐ 調書を読ませてもらった		※ 調書はあなたの目でじっくり読むようにしてください。
	りかい 理解できたか	☐ 全く理解できなかった ☐ あまり理解できなかった ☐ だいたい理解できた ☐ 十分理解できた		
	ていせいもうい 訂正を申し入れたか	☐ 訂正を申し入れた ☐ 不満はあるが申し入れていない ☐ 申し入れていない		※ あなたは供述調書の記載内容を訂正することができます。刑事訴訟法198条4項：「前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」
	ていせい 訂正してくれたか	☐ 全く訂正してくれない ☐ 一部しか訂正してくれない ☐ すべて訂正してくれた		
	ちょうしょしよめいおういん 調書の署名押印に おう 応じたのか	☐ 拒否 ☐ 応じた	※ 供述調書に署名押印することは、義務ではありません。内容の正誤・理由の有無にかかわらず、署名押印を拒否することができます。悩んだら、弁護人と相談したいと言って、弁護人を呼んでもらいましょう。刑事訴訟法198条5項：「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。」	
	りかい 理解できなかったり、 ふまん 不満がある 点			
	ていせい 訂正されなかった点			
ちょうしょさくせい 調書作成時の あなたの しんきよう 心境				
けんこうじょうたい 健康状態	☐ 悪い ☐ 悪いところはない	ぐたいてき 具体的な症状		
	うった 訴えたかど うか	☐ 取調官に訴えた ☐ 留置管理係に訴えた ☐ 特に訴えていない ☐ その他（ ）	うった 訴えた後の対応	☐ 何もしてくれなかった ☐ 薬をくれた ☐ 病院に連れて行ってくれた（医者を呼んでくれた） ☐ その他（ ）
べんごにん 弁護人につ いて話題に なったか	☐ 接見や弁護人のことを聞かれた ☐ 接見や弁護人のことは全く聞かれなかった ☐ 取調官のほうから弁護人の話をした			
	ぐたいてき 具体的な 内容			
その他（雑談など）				

年 月 日 ()

以上のおおりのとりのとりの取調べ状況であることに間違いありませんので、下に署名します。

※ 日付の記入と署名は忘れないでください。→

署名

被疑者ノート（このページに記入してください）

とりしらべ日		年 月 日 ()		てんこう候	☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ その他 ()	
じ時かん間	第1回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第2回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第3回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
とりしらべかん取調官のしめい氏名						
とりしらべじこう取調事項		☐ 身上関係(生まれてからの身の ^み 上) ☐ 動機(事件を起こした理由) ☐ 犯行状況(どのような状況・態様で犯行を行ったのか) ☐ 共犯関係(共犯者との関係) ☐ 現場引き当たり ☐ 犯行再現 ☐ その他 ()				
		ぐたいてき具体的にどのようなことを取り調べられたのか				
		とりしらべかん取調官はどのような ^{てん} 点 ^{かんしん} に ^{しめ} 示 ^{して} いたか				
とりしらべほうほう取調方法	☐ なし ☐ あり もくひけん 黙秘権は告知されたか		※ あなたには黙秘権が保障されていますので、 ^{とりしらべかん} 取調官から ^{きようじゆつ} 供述を ^{せま} 迫られても、「黙秘します」と言って ^{きようじゆつ} 供述を ^{きよひ} 拒否できます。憲法38条1項：「何人も、自己に不利な供述を強要されない。」			
	☐ あり ろくが 録画が行われたか		☐ あり どのような ^{ばめん} 場面が ^{ろくが} 録画されたか		☐ その日の取調べの全部 ☐ その日の取調べの一部 ※ ^{とりしら} 取調べが ^{ろくが} 録画されることがあります。	
	☐ あり なが 殴られたり、蹴られることなどはあったか (暴行)		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
	☐ あり おど 脅されたり (脅迫)、侮辱されたりしたことはあったか		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
	☐ あり じはく 自白した方が利益になると言われたことはあったか (利益 ^{りえき} 誘導)		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
とりしらべかん取調官のたいど態	とりしらべかん取調官					
	たいど態	☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		
	いんしやうのこ印象に残った ^{とりしらべかん} 取調官の ^{たいど} 態度・言葉					

あ な た の 対 心	どのような対応をしたのか	☐ 黙秘（供述を拒否した） ☐ 否認（犯行を否定した） ☐ 一部否認（犯行を一部否定した） ☐ 自供（犯行を認めた）		
	とりしらべかん たい ぐたい 取調官に対し具体的にどのような供述をしたのか			
	ちょうしょ さくせい 調書を作成したか	☐ 事情聴取（メモ）のみ ☐ 作成途中 ☐ 文面は作成終了（ ）通		※ ページ数ではなく、調書の数を記載してください。
	よ 読み聞かせなど	☐ なし ☐ 取調官による読み聞かせがあった ☐ 調書を読ませてもらった		※ 調書はあなたの目でじっくり読むようにしてください。
	りかい 理解できたか	☐ 全く理解できなかった ☐ あまり理解できなかった ☐ だいたい理解できた ☐ 十分理解できた		
	ていせい もう い 訂正を申し入れたか	☐ 訂正を申し入れた ☐ 不満はあるが もう い 申し入れていない ☐ 申し入れていない		※ あなたは供述調書の記載内容を訂正するよう求めることができます。刑事訴訟法 198 条 4 項：「前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」
	ていせい 訂正してくれたか	☐ 全く訂正してくれない ☐ 一部しか訂正してくれない ☐ すべて訂正してくれた		
	ちょうしょ しよめいおういん 調書の署名押印に おう 応じたのか	☐ 拒否 ☐ 応じた	※ 供述調書に署名押印することは、義務ではありません。内容の正誤・理由の有無にかかわらず、署名押印を拒否することができます。悩んだら、弁護人と相談したいと言って、弁護人を呼んでもらいましょう。刑事訴訟法 198 条 5 項：「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。」	
	りかい 理解できなかったり、 ふまん 不満がある てん 点は			
	ていせい 訂正されなかった てん 点は			
ちょうしょ さくせい 調書作成時の あなたの しんきよう 心境				
けんこうじょうたい 健康状態	☐ 悪い ☐ 悪いところはない	ぐたいてき 具体的な症状		
	うった 訴えたか うか	☐ 取調官に訴えた りゆうちかんりがかり うった ☐ 留置管理係に訴えた とく うった ☐ 特に訴えていない ☐ その他（ ）	うった あと 対応 訴えた後の対応	☐ 何もしてくれなかった ☐ 薬をくれた ☐ 病院に連れて行ってくれた（医者を呼んでくれた） ☐ その他（ ）
べんごにん 弁護人について わだい 話題に な ったか	☐ 接見や弁護人のことを聞かれた ☐ 接見や弁護人のことは全く聞かれなかった ☐ 取調官のほうから弁護人の話をした			
	ぐたいてき 具体的な ない よ 容			
その他（雑談など）				

年 月 日 ()

以上のおりの取調べ状況であることに間違いありませんので、下に署名します。

※ 日付の記入と署名は忘れないでください。→

署名

被疑者ノート（このページに記入してください）

とりしらべ日		年 月 日 ()		てんこう候	☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ その他 ()		
じ時かん間	第1回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
	第2回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
	第3回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
とりしらべかん取調官のしめい氏名							
とりしらべじこう取調事項		☐ 身上関係(生まれてからの身の ^み 上) ☐ 動機(事件を起こした理由) ☐ 犯行状況(どのような状況・態様で犯行を行ったのか) ☐ 共犯関係(共犯者との関係) ☐ 現場引き当たり ☐ 犯行再現 ☐ その他 ()					
		ぐたいてき具体的にどのようなことを取り調べられたのか					
		とりしらべかん取調官はどのような点に関心を示していたか					
とりしらべほうほう取調方法		☐ なし ☐ あり もくひけん 黙秘権は告知されたか	※ あなたには黙秘権が保障されていますので、とりしらべかん取調官から供述を迫られても、「黙秘します」と言って供述を拒否できます。憲法38条1項：「何人も、自己に不利な供述を強要されない。」				
		☐ あり ろくが 録画が行われたか	☐ あり どのような場面が録画されたか		☐ その日の取調べの全部 ☐ その日の取調べの一部		※ とりしらべかん取調官が録画されることがあります。
		☐ あり なぐ 殴られたり、蹴られることなどはあったか(暴行)	☐ あり ぐたいてき 具体的な内容				
		☐ あり おど 脅されたり(脅迫)、侮辱されたりしたことはあったか	☐ あり ぐたいてき 具体的な内容				
		☐ あり じはく 自白した方が利益になると言われたことはあったか(利益誘導)	☐ あり ぐたいてき 具体的な内容				
とりしらべかん取調官のたいど態度		とりしらべかん取調官					
		たいど 態度	☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		
		いんしょうのこ 印象に残ったとりしらべかん取調官のたいど 態度・言葉					

あ な た の 対 心	どのような対応をしたのか	☐ 黙秘（供述を拒否した） ☐ 否認（犯行を否定した） ☐ 一部否認（犯行を一部否定した） ☐ 自供（犯行を認めた）		
	とりしらべかん たい ぐたい 取調官に対し具体的にどのような供述をしたのか			
	ちょうしょ さくせい 調書を作成したか	☐ 事情聴取（メモ）のみ ☐ 作成途中 ☐ 文面は作成終了（ ）通		※ ページ数ではなく、調書の数を記載してください。
	よ 読み聞かせなど	☐ なし ☐ 取調官による読み聞かせがあった ☐ 調書を読ませてもらった		※ 調書はあなたの目でじっくり読むようにしてください。
	りかい 理解できたか	☐ 全く理解できなかった ☐ あまり理解できなかった ☐ だいたい理解できた ☐ 十分理解できた		
	ていせい もう い 訂正を申し入れたか	☐ 訂正を申し入れた ☐ 不満はあるが もう い 申し入れていない ☐ 申し入れていない		※ あなたは供述調書の記載内容を訂正することができます。刑事訴訟法198条4項：「前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」
	ていせい 訂正してくれたか	☐ 全く訂正してくれない ☐ 一部しか訂正してくれない ☐ すべて訂正してくれた		
	ちょうしょ しよめいおういん 調書の署名押印に おう 応じたのか	☐ 拒否 ☐ 応じた	※ 供述調書に署名押印することは、義務ではありません。内容の正誤・理由の有無にかかわらず、署名押印を拒否することができます。悩んだら、弁護人と相談したいと言って、弁護人を呼んでもらいましょう。刑事訴訟法198条5項：「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。」	
	りかい 理解できな かったり、 ふまん 不満がある てん 点は			
	ていせい 訂正されな かった点は			
ちょうしょさくせい 調書作成時 のあなたの しんきよう 心境				
けんこうじょうたい 健康状態	☐ 悪い ☐ 悪いところはない	ぐたいてき 具体的な症状		
	うった 訴えたかど うか	☐ 取調官に訴えた りゆうちかんりがかり うった 留置管理係に訴えた とく うった 特に訴えていない ☐ その他（ ）	うった あと たいおう 訴えた後の対応	☐ 何もしてくれなかった ☐ 薬をくれた ☐ 病院に連れて行ってくれた（医者を呼んでくれた） ☐ その他（ ）
べんごにん 弁護人につ いて話題に なったか	☐ 接見や弁護人のことを聞かれた ☐ 接見や弁護人のことは全く聞かれなかった ☐ 取調官のほうから弁護人の話をした			
	ぐたいてき 具体的な ないよう 内容			
その他(雑 談など)				

年 月 日 () 以上のとおりの取調べ状況であることに間違いありませんので、下に署名します。

※ 日付の記入と署名は忘れないでください。→

署名

被疑者ノート（このページに記入してください）

とりしらべ日		年 月 日 ()		てんこう候	☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ その他 ()		
じ時かん間	第1回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
	第2回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
	第3回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
とりしらべかん取調官のしめい氏名							
とりしらべじこう取調事項		☐ 身上関係(生まれてからの身の ^み 上) ☐ 動機(事件を起こした理由) ☐ 犯行状況(どのような状況・態様で犯行を行ったのか) ☐ 共犯関係(共犯者との関係) ☐ 現場引き当たり ☐ 犯行再現 ☐ その他 ()					
		ぐたいてき具体的にどのようなことを取り調べられたのか					
		とりしらべかん取調官はどのような点に関心を示していたか					
とりしらべほうほう取調方法		☐ なし ☐ あり もくひけん 黙秘権は告知されたか	※ あなたには黙秘権が保障されていますので、とりしらべかん取調官から供述を迫られても、「黙秘します」と言って供述を拒否できます。憲法38条1項：「何人も、自己に不利な供述を強要されない。」				
		☐ あり ろくが 録画が行われたか	☐ あり どのような場面が録画されたか		☐ その日の取調べの全部 ☐ その日の取調べの一部		※ とりしらべかん取調官が録画されることがあります。
		☐ あり なぐ 殴られたり、蹴られることなどはあったか(暴行)	☐ あり ぐたいてき具体的な内容				
		☐ あり おど 脅されたり(脅迫)、侮辱されたりしたことはあったか	☐ あり ぐたいてき具体的な内容				
		☐ あり じはく 自白した方が利益になると言われたことはあったか(利益誘導)	☐ あり ぐたいてき具体的な内容				
とりしらべかん取調官のたいど態度		とりしらべかん取調官					
		たいど態度	☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		
		いんしょうのこ印象に残ったとりしらべかん取調官のたいど態度・言葉					

あなたのお心 の対応	どのような対応をしたのか	☐ 黙秘（供述を拒否した） ☐ 否認（犯行を否定した） ☐ 一部否認（犯行を一部否定した） ☐ 自供（犯行を認めた）		
	とりしらべかんたいぐたいて 取調官に対し具体的にどのような供述をしたのか			
	ちょうしょさくせい 調書を作成したか	☐ 事情聴取（メモ）のみ ☐ 作成途中 ☐ 文面は作成終了（ ）通		※ ページ数ではなく、調書の数を記載してください。
	よ読みきかせなど 読み聞かせなど	☐ なし ☐ 取調官による読み聞かせがあった ☐ 調書を読ませてもらった		※ 調書はあなたの目でじっくり読むようにしてください。
	りかい 理解できたか	☐ 全く理解できなかった ☐ あまり理解できなかった ☐ だいたい理解できた ☐ 十分理解できた		
	ていせいもうい 訂正を申し入れたか	☐ 訂正を申し入れた ☐ 不満はあるが申し入れていない ☐ 申し入れていない		※ あなたは供述調書の記載内容を訂正することができます。刑事訴訟法198条4項：「前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」
	ていせい 訂正してくれたか	☐ 全く訂正してくれない ☐ 一部しか訂正してくれない ☐ すべて訂正してくれた		
	ちょうしょしよめいおういん 調書の署名押印に おう 応じたのか	☐ 拒否 ☐ 応じた	※ 供述調書に署名押印することは、義務ではありません。内容の正誤・理由の有無にかかわらず、署名押印を拒否することができます。悩んだら、弁護人と相談したいと言って、弁護人を呼んでもらいましょう。刑事訴訟法198条5項：「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。」	
	りかい 理解できな かったり、 ふまん 不満がある 点 は			
	ていせい 訂正されな かった点 は			
ちょうしょさくせい 調書作成時 のあなたの しんきよう 心境				
けんこうじょうたい 健康状態	☐ 悪い ☐ 悪いところはない	ぐたいてき 具体的な症状		
	うった 訴えたかど うか	☐ 取調官に訴えた ☐ 留置管理係に訴えた ☐ 特に訴えていない ☐ その他（ ）	うった 訴えた後の対応	☐ 何もしてくれなかった ☐ 薬をくれた ☐ 病院に連れて行ってくれた（医者を呼んでくれた） ☐ その他（ ）
べんごにん 弁護人につ いて話題に なったか	☐ 接見や弁護人のことを聞かれた ☐ 接見や弁護人のことは全く聞かれなかった ☐ 取調官のほうから弁護人の話をした			
	ぐたいてき 具体的な 内容			
その他（雑 談など）				

年 月 日 ()

以上のとおりの取調べ状況であることに間違いありませんので、下に署名します。

※ 日付の記入と署名は忘れないでください。→

署名

被疑者ノート（このページに記入してください）

とりしらべ日		年 月 日 ()		てんこう候	☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ その他 ()	
じ時かん間	第1回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第2回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第3回	時 分 ～ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
とりしらべかん取調官のしめい氏名						
とりしらべじこう取調事項		☐ 身上関係(生まれてからの身の ^み 上) ☐ 動機(事件を起こした理由) ☐ 犯行状況(どのような状況・態様で犯行を行ったのか) ☐ 共犯関係(共犯者との関係) ☐ 現場引き当たり ☐ 犯行再現 ☐ その他 ()				
		ぐたいてき具体的にどのようなことを取り調べられたのか				
		とりしらべかん取調官はどのような ^{てん} 点 ^{かんしん} に ^{しめ} 示 ^{して} いたか				
とりしらべほうほう取調方法	☐ なし ☐ あり もくひけん 黙秘権は告知されたか		※ あなたには黙秘権が保障されていますので、 ^{とりしらべかん} 取調官から ^{きようじゆつ} 供述を ^{せま} 迫られても、「黙秘します」と言って ^{きようじゆつ} 供述を ^{きよひ} 拒否できます。憲法38条1項：「何人も、自己に不利な供述を強要されない。」			
	☐ あり ろくが 録画が行われたか		☐ あり どのような ^{ばめん} 場面が ^{ろくが} 録画されたか		☐ その日の取調べの全部 ☐ その日の取調べの一部 ※ ^{とりしら} 取調べが ^{ろくが} 録画されることがあります。	
	☐ あり なが 殴られたり、蹴られることなどはあったか (暴行)		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
	☐ あり おど 脅されたり (脅迫)、侮辱されたりしたことはあったか		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
	☐ あり じはく 自白した方が利益になると言われたことはあったか (利益 ^{りえき} 誘導)		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
とりしらべかん取調官のたいど態	とりしらべかん取調官					
	たいど態	☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		
	いんしやうのこ印象に残った ^{とりしらべかん} 取調官の ^{たいど} 態度・言葉					

あなたのお心 の対応	どのような対応をしたのか	☐ 黙秘（供述を拒否した） ☐ 否認（犯行を否定した） ☐ 一部否認（犯行を一部否定した） ☐ 自供（犯行を認めた）		
	とりしらべかん たい ぐたい 取調官に対し具体的にどのような供述をしたのか			
	ちょうしょ さくせい 調書を作成したか	☐ 事情聴取（メモ）のみ ☐ 作成途中 ☐ 文面は作成終了（ ）通		※ ページ数ではなく、調書の数を記載してください。
	よ 読み聞かせなど	☐ なし ☐ 取調官による読み聞かせがあった ☐ 調書を読ませてもらった		※ 調書はあなたの目でじっくり読むようにしてください。
	りかい 理解できたか	☐ 全く理解できなかった ☐ あまり理解できなかった ☐ だいたい理解できた ☐ 十分理解できた		
	ていせい もう い 訂正を申し入れたか	☐ 訂正を申し入れた ☐ 不満はあるが もう 申し入れていない ☐ 申し入れていない		※ あなたは供述調書の記載内容を訂正することができます。刑事訴訟法 198 条 4 項：「前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」
	ていせい 訂正してくれたか	☐ 全く訂正してくれない ☐ 一部しか訂正してくれない ☐ すべて訂正してくれた		
	ちょうしょ しよめいおういん 調書の署名押印に おう 応じたのか	☐ 拒否 ☐ 応じた	※ 供述調書に署名押印することは、義務ではありません。内容の正誤・理由の有無にかかわらず、署名押印を拒否することができます。悩んだら、弁護人と相談したいと言って、弁護人を呼んでもらいましょう。刑事訴訟法 198 条 5 項：「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。」	
	りかい 理解できなかったり、 ふまん 不満がある てん 点は			
	ていせい 訂正されなかった点は			
ちょうしょさくせい 調書作成時のあなたの しんきよう 心境				
けんこうじょうたい 健康状態	☐ 悪い ☐ 悪いところはない	ぐたいてき 具体的な症状		
	うった 訴えたかど うか	☐ 取調官に訴えた りゆうちかんりがかり うった 留置管理係に訴えた とく うった 特に訴えていない ☐ その他（ ）	うった あと たいおう 訴えた後の対応	☐ 何もしてくれなかった ☐ 薬をくれた ☐ 病院に連れて行ってくれた（医者を呼んでくれた） ☐ その他（ ）
べんごにん 弁護人について話 になったか	☐ 接見や弁護人のことを聞かれた ☐ 接見や弁護人のことは全く聞かれなかった ☐ 取調官のほうから弁護人の話をした			
	ぐたいてき 具体的な ない 内容			
その他（雑談など）				

年 月 日 () 以上のとおりの取調べ状況であることに間違いありませんので、下に署名します。

※ 日付の記入と署名は忘れないでください。→

署名

被疑者ノート（このページに記入してください）

とりしらべ日		年 月 日 ()		てんこう候	☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ その他 ()	
じ時かん間	第1回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第2回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第3回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
とりしらべかん取調官のしめい氏名						
とりしらべこう取調事項		☐ 身上関係(生まれてからの身の ^み 上) ☐ 動機(事件を起こした理由) ☐ 犯行状況(どのような状況・態様で犯行を行ったのか) ☐ 共犯関係(共犯者との関係) ☐ 現場引き当たり ☐ 犯行再現 ☐ その他 ()				
		ぐたいてき具体的にどのようなことを取り調べられたのか				
		とりしらべかん取調官はどのような ^{てん} 点 ^{かんしん} に ^{しめ} 示 ^{して} いたか				
とりしらべほう取調方法	☐ なし ☐ あり もくひけん 黙秘権は告知されたか		※ あなたには黙秘権が保障されていますので、 ^{とりしらべかん} 取調官から ^{きようじゆつ} 供述を ^{せま} 迫られても、「黙秘します」と言って ^{きようじゆつ} 供述を ^{きよひ} 拒否できます。憲法38条1項：「何人も、自己に不利な供述を強要されない。」			
	☐ あり ろくが 録画が行われたか		☐ あり どのような ^{ばめん} 場面が ^{ろくが} 録画されたか		☐ その日の取調べの全部 ☐ その日の取調べの一部 ※ ^{とりしら} 取調べが ^{ろくが} 録画されることがあります。	
	☐ あり なが 殴られたり、蹴られることなどはあったか (暴行)		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
	☐ あり おど 脅されたり (脅迫)、侮辱されたりしたことはあったか		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
	☐ あり じはく 自白した方が利益になると言われたことはあったか (利益 ^{りえき} 誘導)		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
とりしらべかん取調官のたいど態	とりしらべかん取調官					
	たいど 態 度	☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		
	いんしやう のこ印象に残った ^{とりしらべかん} 取調官の ^{たいど} 態度・言葉					

あなたのお心 の対応	どのような対応をしたのか	☐ 黙秘（供述を拒否した） ☐ 否認（犯行を否定した） ☐ 一部否認（犯行を一部否定した） ☐ 自供（犯行を認めた）		
	とりしらべかんたいぐたいで 取調官に対し具体的に どのような供述をしたのか			
	ちょうしょさくせい 調書を作成したか	☐ 事情聴取（メモ）のみ ☐ 作成途中 ☐ 文面は作成終了（ ）通		※ ページ数ではなく、調書の数を記載してください。
	よ読みきかせなど	☐ なし ☐ 取調官による読み聞かせがあった ☐ 調書を読ませてもらった		※ 調書はあなたの目でじっくり読むようにしてください。
	りかい 理解できたか	☐ 全く理解できなかった ☐ あまり理解できなかった ☐ だいたい理解できた ☐ 十分理解できた		
	ていせいもうい 訂正を申し入れたか	☐ 訂正を申し入れた ☐ 不満はあるが 申し入れていない ☐ 申し入れていない		※ あなたは供述調書の記載内容を訂正することができます。刑事訴訟法198条4項：「前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」
	ていせい 訂正してくれたか	☐ 全く訂正してくれない ☐ 一部しか訂正してくれない ☐ すべて訂正してくれた		
	ちょうしょしよめいおういん 調書の署名押印に 応じたのか	☐ 拒否 ☐ 応じた	※ 供述調書に署名押印することは、義務ではありません。内容の正誤・理由の有無にかかわらず、署名押印を拒否することができます。悩んだら、弁護人と相談したいと言って、弁護人を呼んでもらいましょう。刑事訴訟法198条5項：「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。」	
	りかい 理解できな かったり、 ふまん 不満がある 点			
	ていせい 訂正されな かった点			
ちょうしょさくせい 調書作成時 のあなたの 心境				
けんこうじょうたい 健康状態	☐ 悪い ☐ 悪いところはない	ぐたいてき 具体的な症状		
	うった 訴えたかど うか	☐ 取調官に訴えた りゆうちかんりがかりうった 留置管理係に訴えた とくうった 特に訴えていない ☐ その他（ ）	うったあと 訴えた後の対応	☐ 何もしてくれなかった ☐ 薬をくれた ☐ 病院に連れて行ってくれた（医者を呼んでくれた） ☐ その他（ ）
べんごにん 弁護人につ いて話題に なったか	☐ 接見や弁護人のことを聞かれた ☐ 接見や弁護人のことは全く聞かれなかった ☐ 取調官のほうから弁護人の話をした			
	ぐたいてき 具体的な 内容			
その他（雑 談など）				

年 月 日 () 以上のとおりの取調べ状況であることに間違いありませんので、下に署名します。

※ 日付の記入と署名は忘れないでください。→ 署名

被疑者ノート（このページに記入してください）

とりしらべ日		年 月 日 ()		てんこう候	☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ その他 ()	
じ時かん間	第1回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第2回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第3回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
とりしらべかん取調官のしめい氏名						
とりしらべじこう取調事項		☐ 身上関係(生まれてからの身の ^み 上) ☐ 動機(事件を起こした理由) ☐ 犯行状況(どのような状況・態様で犯行を行ったのか) ☐ 共犯関係(共犯者との関係) ☐ 現場引き当たり ☐ 犯行再現 ☐ その他 ()				
		ぐたいてき具体的にどのようなことを取り調べられたのか				
		とりしらべかん取調官はどのような ^{てん} 点 ^{かんしん} に ^{しめ} 示 ^{して} いたか				
とりしらべほうほう取調方法	☐ なし ☐ あり もくひけん 黙秘権は告知されたか		※ あなたには黙秘権が保障されていますので、 ^{とりしらべかん} 取調官から ^{きようじゆつ} 供述を ^{せま} 迫られても、「 ^{もくひ} 黙秘します」と ^い 言 ^{きようじゆつ} って ^{きよひ} 供述を ^{けんぽう} 拒否 ^{じよう} できます。憲法38条1項：「何人も、自 ^じ 己に ^{ふりえき} 不利益な ^{きようじゆつ} 供述を ^{きようじゆつ} 強要 ^{きようじゆつ} されない。」			
	☐ あり ろくが おこな録画が行われたか		☐ あり どのような ^{ばめん} 場面が ^{ろくが} 録画されたか		☐ その日の ^ひ 取調 ^{とりしら} への ^{ぜんぶ} 全部 ☐ その日の ^ひ 取調 ^{とりしら} への ^{いちぶ} 一部 ※ ^{とりしら} 取調 ^{ろくが} べが ^{ろくが} 録画 ^{ろくが} されることがあります。	
	☐ あり なぐ 殴られたり、蹴られることなどはあったか (暴行)		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
	☐ あり おど 脅されたり (脅迫)、侮辱されたりしたことはあったか		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
	☐ あり じはく 自白した方が利益になると言われたことはあったか (利益 ^{りえき} 誘導)		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
とりしらべかん取調官のたいど態	とりしらべかん取調官					
	たいど 態	☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		
	いんしやう のこ印象に残った ^{とりしらべかん} 取調官の ^{たいど} 態度・ ^{ことば} 言葉					

あなたのお心 の対	どのような対応をしたのか	☐ 黙秘（供述を拒否した） ☐ 否認（犯行を否定した） ☐ 一部否認（犯行を一部否定した） ☐ 自供（犯行を認めた）		
	とりしらべかんたいぐたいて 取調官に対し具体的にどのような供述をしたのか			
	ちょうしょさくせい 調書を作成したか	☐ 事情聴取（メモ）のみ ☐ 作成途中 ☐ 文面は作成終了（ ）通		※ ページ数ではなく、調書の数を記載してください。
	よ読みきかせなど 読み聞かせなど	☐ なし ☐ 取調官による読み聞かせがあった ☐ 調書を読ませてもらった		※ 調書はあなたの目でじっくり読むようにしてください。
	りかい 理解できたか	☐ 全く理解できなかった ☐ あまり理解できなかった ☐ だいたい理解できた ☐ 十分理解できた		
	ていせいもうい 訂正を申し入れたか	☐ 訂正を申し入れた ☐ 不満はあるが申し入れていない ☐ 申し入れていない		※ あなたは供述調書の記載内容を訂正することができます。刑事訴訟法198条4項：「前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」
	ていせい 訂正してくれたか	☐ 全く訂正してくれない ☐ 一部しか訂正してくれない ☐ すべて訂正してくれた		
	ちょうしょしよめいおういん 調書の署名押印に おう 応じたのか	☐ 拒否 ☐ 応じた	※ 供述調書に署名押印することは、義務ではありません。内容の正誤・理由の有無にかかわらず、署名押印を拒否することができます。悩んだら、弁護人と相談したいと言って、弁護人を呼んでもらいましょう。刑事訴訟法198条5項：「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。」	
	りかい 理解できな かったり、 ふまん 不満がある 点			
	ていせい 訂正されな かった点			
ちょうしょさくせい 調書作成時 のあなたの 心境				
けんこうじょうたい 健康状態	☐ 悪い ☐ 悪いところはない	ぐたいてき 具体的な症状		
	うった 訴えたかど うか	☐ 取調官に訴えた ☐ 留置管理係に訴えた ☐ 特に訴えていない ☐ その他（ ）	うった 訴えた後の対応	☐ 何もしてくれなかった ☐ 薬をくれた ☐ 病院に連れて行ってくれた（医者を呼んでくれた） ☐ その他（ ）
べんごにん 弁護人につ いて話題に なったか	☐ 接見や弁護人のことを聞かれた ☐ 接見や弁護人のことは全く聞かれなかった ☐ 取調官のほうから弁護人の話をした			
	ぐたいてき 具体的な 内容			
その他（雑 談など）				

年 月 日 ()

以上のとおりの取調べ状況であることに間違いありませんので、下に署名します。

※ 日付の記入と署名は忘れないでください。→

署名

被疑者ノート（このページに記入してください）

とりしらべ日		年 月 日 ()		てんこう候	☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ その他 ()	
じ時かん間	第1回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第2回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
	第3回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)	
とりしらべかん取調官のしめい氏名						
とりしらべじこう取調事項		☐ 身上関係(生まれてからの身の ^み 上) ☐ 動機(事件を起こした理由) ☐ 犯行状況(どのような状況・態様で犯行を行ったのか) ☐ 共犯関係(共犯者との関係) ☐ 現場引き当たり ☐ 犯行再現 ☐ その他 ()				
		ぐたいてき具体的にどのようなことを取り調べられたのか				
		とりしらべかん取調官はどのような ^{てん} 点 ^{かんしん} に ^{しめ} 示 ^{して} いたか				
とりしらべほうほう取調方法	☐ なし ☐ あり もくひけん 黙秘権は告知されたか		※ あなたには黙秘権が保障されていますので、 ^{とりしらべかん} 取調官から ^{きようじゆつ} 供述を ^{せま} 迫られても、「黙秘します」と言って ^{きようじゆつ} 供述を ^{きよひ} 拒否できます。憲法38条1項：「何人も、自己に不利な供述を強要されない。」			
	☐ あり ろくが 録画が行われたか		☐ あり どのような ^{ばめん} 場面が ^{ろくが} 録画されたか		☐ その日の取調べの全部 ☐ その日の取調べの一部 ※ ^{とりしら} 取調べが ^{ろくが} 録画されることがあります。	
	☐ あり なが 殴られたり、蹴られることなどはあったか (暴行)		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
	☐ あり おど 脅されたり (脅迫)、侮辱されたりしたことはあったか		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
	☐ あり じはく 自白した方が利益になると言われたことはあったか (利益 ^{りえき} 誘導)		☐ あり ぐたいてき 具体的な ^{ない} 内容			
とりしらべかん取調官のたいど態	とりしらべかん取調官					
	たいど態	☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()		
	いんしやうのこ印象に残った ^{とりしらべかん} 取調官の ^{たいど} 態度・ ^{ことば} 言葉					

あ な た の 対 心	どのような対応をしたのか	☐ 黙秘（供述を拒否した） ☐ 否認（犯行を否定した） ☐ 一部否認（犯行を一部否定した） ☐ 自供（犯行を認めた）		
	とりしらべかん たい ぐたい 取調官に対し具体的にどのような供述をしたのか			
	ちょうしょ さくせい 調書を作成したか	☐ 事情聴取（メモ）のみ ☐ 作成途中 ☐ 文面は作成終了（ ）通		※ ページ数ではなく、調書の数を記載してください。
	よ 読み聞かせなど	☐ なし ☐ 取調官による読み聞かせがあった ☐ 調書を読ませてもらった		※ 調書はあなたの目でじっくり読むようにしてください。
	りかい 理解できたか	☐ 全く理解できなかった ☐ あまり理解できなかった ☐ だいたい理解できた ☐ 十分理解できた		
	ていせい もう い 訂正を申し入れたか	☐ 訂正を申し入れた ☐ 不満はあるが もう い 申し入れていない ☐ 申し入れていない		※ あなたは供述調書の記載内容を訂正することができます。刑事訴訟法198条4項：「前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」
	ていせい 訂正してくれたか	☐ 全く訂正してくれない ☐ 一部しか訂正してくれない ☐ すべて訂正してくれた		
	ちょうしょ しよめいおういん 調書の署名押印に おう 応じたのか	☐ 拒否 ☐ 応じた	※ 供述調書に署名押印することは、義務ではありません。内容の正誤・理由の有無にかかわらず、署名押印を拒否することができます。悩んだら、弁護人と相談したいと言って、弁護人を呼んでもらいましょう。刑事訴訟法198条5項：「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。」	
	りかい 理解できな かったり、 ふまん 不満がある てん 点は			
	ていせい 訂正されな かった点は			
ちょうしょさくせい 調書作成時 のあなたの しんきよう 心境				
けんこうじょうたい 健康状態	☐ 悪い ☐ 悪いところはない	ぐたいてき 具体的な症状		
	うった 訴えたかど うか	☐ 取調官に訴えた りゆうちかんりがかり うった 留置管理係に訴えた とく うった 特に訴えていない ☐ その他（ ）	うった あと たいおう 訴えた後の対応	☐ 何もしてくれなかった ☐ 薬をくれた ☐ 病院に連れて行ってくれた（医者を呼んでくれた） ☐ その他（ ）
べんごにん 弁護人につ いて話題に なったか	☐ 接見や弁護人のことを聞かれた ☐ 接見や弁護人のことは全く聞かれなかった ☐ 取調官のほうから弁護人の話をした			
	ぐたいてき 具体的な ないよう 内容			
その他(雑 談など)				

年 月 日 ()

以上のおりの取調べ状況であることに間違いありませんので、下に署名します。

※ 日付の記入と署名は忘れないでください。→

署名

被疑者ノート（このページに記入してください）

とりしらべ日		年 月 日 ()		てんこう候	☐ 晴 ☐ 曇 ☐ 雨 ☐ その他 ()		
じ時かん間	第1回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
	第2回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
	第3回	時 分 ~ 時 分		ばしよ所	(☐ 警察署 ☐ 検察庁 ☐ 拘置所)		
とりしらべかん取調官のしめい氏名							
とりしらべじこう取調事項		☐ 身上関係(生まれてからの身の ^み 上) ☐ 動機(事件を起こした理由) ☐ 犯行状況(どのような状況・態様で犯行を行ったのか) ☐ 共犯関係(共犯者との関係) ☐ 現場引き当たり ☐ 犯行再現 ☐ その他 ()					
		具体的などのようなことを取り調べられたのか					
		とりしらべかん取調官はどのような点に関心を示していたか					
とりしらべほうほう取調方法		☐ なし ☐ あり 黙秘権は告知されたか	※ あなたには黙秘権が保障されていますので、 <u>とりしらべかん取調官から供述を迫られても、「黙秘します」と言って供述を拒否できます。</u> 憲法38条1項：「何人も、自己に不利な供述を強要されない。」				
		☐ あり 録画が行われたか	☐ あり どのような場面が録画されたか		☐ その日の取調べの全部 ☐ その日の取調べの一部		※ <u>とりしらべかん取調官が録画されることがあります。</u>
		☐ あり 殴られたり、蹴られることなどはあったか(暴行)	☐ あり 具体的な内容				
		☐ あり 脅されたり(脅迫)、侮辱されたりしたことはあったか	☐ あり 具体的な内容				
		☐ あり 自白した方が利益になると言われたことはあったか(利益誘導)	☐ あり 具体的な内容				
とりしらべかん取調官の態度		とりしらべかん取調官					
		態度 ☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()	態度 ☐ 怒鳴るなど強圧的 ☐ 冷静 ☐ その他 ()				
		いんしょうのこ印象に残ったとりしらべかん取調官の態度・言葉					

あなたのお心 の対応	どのような対応をしたのか	☐ 黙秘（供述を拒否した） ☐ 否認（犯行を否定した） ☐ 一部否認（犯行を一部否定した） ☐ 自供（犯行を認めた）		
	とりしらべかんたいぐたいて 取調官に対し具体的にどのような供述をしたのか			
	ちょうしょさくせい 調書を作成したか	☐ 事情聴取（メモ）のみ ☐ 作成途中 ☐ 文面は作成終了（ ）通		※ ページ数ではなく、調書の数を記載してください。
	よ読みきかせなど 読み聞かせなど	☐ なし ☐ 取調官による読み聞かせがあった ☐ 調書を読ませてもらった		※ 調書はあなたの目でじっくり読むようにしてください。
	りかい 理解できたか	☐ 全く理解できなかった ☐ あまり理解できなかった ☐ だいたい理解できた ☐ 十分理解できた		
	ていせいもうい 訂正を申し入れたか	☐ 訂正を申し入れた ☐ 不満はあるが申し入れていない ☐ 申し入れていない		※ あなたは供述調書の記載内容を訂正することができます。刑事訴訟法198条4項：「前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」
	ていせい 訂正してくれたか	☐ 全く訂正してくれない ☐ 一部しか訂正してくれない ☐ すべて訂正してくれた		
	ちょうしょしよめいおういん 調書の署名押印に おう 応じたのか	☐ 拒否 ☐ 応じた	※ 供述調書に署名押印することは、義務ではありません。内容の正誤・理由の有無にかかわらず、署名押印を拒否することができます。悩んだら、弁護人と相談したいと言って、弁護人を呼んでもらいましょう。刑事訴訟法198条5項：「被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。ただし、これを拒絶した場合は、この限りでない。」	
	りかい 理解できなかったり、 ふまん 不満がある 点			
	ていせい 訂正されなかった点			
ちょうしょさくせい 調書作成時の あなたの 心境				
けんこうじょうたい 健康状態	☐ 悪い ☐ 悪いところはない	ぐたいてき 具体的な症状		
	うった 訴えたかどうか	☐ 取調官に訴えた ☐ 留置管理係に訴えた ☐ 特に訴えていない ☐ その他（ ）	うった 訴えた後の対応	☐ 何もしてくれなかった ☐ 薬をくれた ☐ 病院に連れて行ってくれた（医者を呼んでくれた） ☐ その他（ ）
べんごにん 弁護人について 話になったか	☐ 接見や弁護人のことを聞かれた ☐ 接見や弁護人のことは全く聞かれなかった ☐ 取調官のほうから弁護人の話をした			
	ぐたいてき 具体的な 内容			
その他（雑談など）				

年 月 日 ()

以上のおおりのとりのとりの取調べ状況であることに間違いありませんので、下に署名します。

※ 日付の記入と署名は忘れないでください。→

署名

71

世界人権宣言 （1948年12月10日国連総会採択）（抜粋）

第一条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第三条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第五条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条 すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条 すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条 すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

日本国憲法 （1946年（昭和21年）11月3日公布）（抜粋）

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十七条 すべての刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。